

史料紹介：檜垣文庫蔵「忠之代編輯日記」の紹介

福田，千鶴
九州大学基幹教育院

<https://doi.org/10.15017/4403317>

出版情報：九州文化史研究所紀要. 64, pp.21-94, 2021-03-30. Manuscript Library, Historical Records Section, Kyushu University

バージョン：

権利関係：

史料紹介

檜垣文庫蔵「忠之代編輯日記」の紹介

福 田 千 鶴

はじめに

檜垣文庫は、九州大学名誉教授檜垣元吉（故人）の旧蔵史料群を九州大学中央図書館に寄贈されたもので、近世史料を中心として多種多様な文書群からなるコレクションである。そのなかに、筑前福岡藩の二代となる黒田忠之の治世期（一六二三～一六五三）を記録した「日記」二冊が伝来する。本稿では、その作成の経緯を検討したうえで、記録の遺存状況が良くない慶安期（一六四八～一六五二）の史料状況に鑑み、史料の全文を翻刻して紹介することにした。

一、「忠之代編輯日記」について

今回、紹介する史料は、次の二点である。

【史料1】

史料請求番号 60-2-1 縦帳 法量 25×17cm 48丁（表紙含）

外題 「忠之公御代 慶安元年戊子年 從正月
至六月」 打付書き

内題 「忠之様御代正保五年改元 慶安元戊子歳日記從正月
至六月」 打付書き

【史料2】

史料請求番号 60-2-2 縦帳 法量 25×17cm 53丁（表紙含）

外題 「忠之様御代 慶安元年戊子歳日記 從七月
至十二月」

この二冊は、黒田忠之の治世期のうち、慶安元年（一六四八）の一年分の記録であり、後述するように複数の記録から編輯された編年日記体の記録である。よって、「黒田忠之代編輯日記」と呼ぶことにしたい。以下、これを檜垣文庫本とする。

なお、これと作成の契機を同じくすると判断される日記二冊が、福岡総合図書館寄託「小河資料」の中に伝来する。図書館（文学・文書課古文書係）では、すでにこの日記二冊を『福岡市総合図書館研究紀要』四〇七号（二〇〇三（二〇〇六年））に連載して、史料全文を翻刻紹介した。その際に、「忠之公御代日記」と命名した。その理由は、「福岡黒田家別邸蔵書目録」に「忠之公御代日記寛永 正保 慶安 承応」と記載があり、寛永元年（一六二四）から承応二年（一六五三）までの日記が、途中欠本を伴いながらも十四冊が伝来していただことが確認できる。そのため、「これが黒田家別邸の「忠之公御代日記」と全く同一のものであるかどうかは現在のところわからない」としながらも、内容から判断して『忠之公御代日記』と命名された。以下、これを小河資料本とする。

檜垣文庫の史料表題にも同様に「忠之公御代」「日記」と記されており、本稿でも先行研究にならない「忠之公御代

日記」の表題を用いることを検討したが、以下の理由から「忠之代編輯日記」を採用することにしたい。

第一に、日記が各種の記録を集めて後年に作成された編輯日記であるという性格を明示する必要があるという理由による。

檜垣文庫本【史料1】の外表紙は、書状と奉書の紙背が用いられている。表表紙紙背の差出は戸田因幡守忠寛、宛名は松平筑前守様、日付は切れていて判明しないが、内容は年頭のあいさつである。また、裏表紙紙背は、宛名・差出等是不明だが、参勤御札に対する老中返札であり、「公方様・大納言様」とあるのが確認できる。戸田忠寛は、元文三年（一七三八）に生まれ、宝暦四年（一七五四）七月に養父戸田忠盈の家督を継ぎ、同年十二月に従五位下・因幡守に叙任された。以後、奏者番、寺社奉行兼帯、大坂城代、京都所司代と出世するも、老中職に就くことはなく、寛政十年（一七九八）六月二十一日に致仕し、同十三年正月三十日に没した。

「公方様・大納言様」とあるのは、八代將軍徳川吉宗と世嗣家重のこととすれば、家重が大納言となる享保十年（一七二五）から將軍に就任する延享二年（一七四五）のことになり、八代將軍家重と世嗣家治のこととすれば、家治が大納言に就任する寛保元年（一七四一）から將軍に就任する宝暦十年（一七六〇）までのことになる。

小河資料本にも同様の紙背を持つ表紙が付けられており、その作成年代は黒田家では六代継高（一七一九〜一七六九）もしくは七代治之（一七六九〜一七八二）、將軍では九代家重（一七四五〜一七六〇）および十代家治（一七六〇〜一七八六）の時期とされており、ほぼ時代を重複している。

【史料1】の外題と内題の筆跡は同じであることから、この日記の編輯者によって外表紙もつけられたものと判断される。よって、およそ十八世紀になってから、二代藩主黒田忠之代の動向を編輯したものであり、日記の編輯者は黒田家に本来は保管されるべき黒田家当主宛の文書を反古紙として利用できる立場にあった者ということになる。

次に、内容を見ると、すでに指摘されているように、登場人物の末裔を記した割書に「継高公御代」という記事

が散見されること、また登場する大名の藩主在任期とあわせて考えると、「記述上の作成年代は享保後期」とされている。

加えて、小河家の経歴を検討したい。初代藩主黒田長政のもとで仕置家老として登用された小河内蔵允之直は、二代藩主忠之のもとでも家老としての重責を担っていたが、延宝五年（一六七七）に之直の孫にあたる権兵衛直常が、守役をしていた綱之（三代藩主光之の嫡子）の廃嫡にもなつて所領召し上げとなり、筑前国を退去して摂津に移住した。宝暦四年（一七五四）には之直から六代の孫の直能が摂津居住のまま三十人扶持を与えられ、同六年には筑前に下り、蔵米五百俵・大組として召し出された。その後も加増をされ、最終的に千石の大身に復帰した。よつて、小河家でこの日記が編輯されたとすれば、宝暦六年以降のことであり、その目的は小河家が福岡藩の筆頭家老家として続く三奈木黒田家に匹敵する家老として活躍していた時期の歴史を明らかにすることにあつた可能性もあるが、日記中に「今黒田美作一利」とあり、一利の没年が寛延三年（一七五〇）七月二十日なので、寛延三年以前に日記は編輯されたことになり、その可能性は低くなる。

なお、『長崎記』から引用した四月三日の条では、幕府老中奉書の原文が同書にみえないことから、編輯者は平井善助に確認しており、平井の返答は「日記にもない」と返答している。また、八月十日の条では、老中奉書の連名に阿部対馬守が欠けている理由を善助にたずね、その回答では「阿部対馬守様御事御同姓備中守殿於大坂御病氣故、彼地御仕置ニ被差遣」ことから連判を除外されたのではないかと返答した。

平井善助は、延享期（一七四四〜四八）の「延享分限帳」（『福岡藩分限帳集成』）において役職は「御祐筆頭取」であり、禄人扶持二十石、役料銀五十目を得ていた。その役職の専門性から藩庁日記を参照する立場にあり、幕府関係者の詳細について確認をとる相手としては適任だったと考えられる。

また、第二の理由としては、本日記と「忠之公御代日記」とは、区別した名称が望ましいからである。

日記は、表1のような記録から記事が引用され、人名に続いてその人物の経歴などが割注で記されるところに特徴がある。近世前期の寛永から慶安にかけて、すでにこうした記録が福岡藩で作成され、十八世紀の段階で参照が可能であったという点は、藩政アーカイブズの問題を考えるうえで貴重な情報といえよう。

そのうち、本稿で扱う慶安元年「日記」でもっとも引用回数が多いのは、「故日記」である。おそらく、これが「福岡黒田家別邸蔵書目録」に「忠之公御代日記寛永、慶安、正保、承応」と記録された忠之期の日記ではないかと判断される。よって、「故日記」を中心としながらも、表1のような記録をもとに編輯された日記が、小河資料および檜垣文庫に伝来する「日記」ということになるのではないだろうか。

以上のように、現段階では「忠之公御代日記」の原本確認ができないが、一次的な記録とみなされ、黒田家に伝来すべき「忠之公御代日記」と、明らかに諸種の記録から編輯された日記とは区別した名称付与が適切であると判断されるので、ここでは「忠之代編輯日記」と命名しておきたい。なお、編纂日記としないのは、あくまでも記録を忠実に書写することを目的としており、ある目的のもとに編纂されたことによる用語の統一や文章表現の改変などが本文に加えられた可能性は低く、一次記録に準じた利用が可能だからである。その一方で、註記の割書は編者による補記であり、その点を十分に理解して利用する必要がある。

また、註記には諱や履歴が不明な場合は後日に補記できるような空白が設けられている。表紙の装丁がなく、綴じも上下二か所の仮綴じであることから、「忠之代編輯日記」は未定稿であったと考えられる。

なお、小河資料本は寛永十年（一六三三）から二十年までの十一年間分である。檜垣文庫本は慶安元年（一六四八）の一年分のみなので、その間の正保元年（一六四四）から同四年分を欠く。また、寛永十年以前、慶安元年以降の有無についても不明である。これらについては、今後のさらなる発見をまちたい。

表1 「忠之代編輯日記」の引用記録

	寛永 10	寛永 11	寛永 12	寛永 13	寛永 14	寛永 15	寛永 16	寛永 17	寛永 18	寛永 19	寛永 20	慶安 元
故日記								2				51
継鑑								2	1			23
御家中日記	1		1	1			1		1		21	19
長崎記							2	2	5		1	17
御家中書上	3	5	5	12	7	4	33	10	36	7	6	10
大坂御蔵本御壁書												4
御本丸		1			1	2	2	3	9	1	1	4
御勘定所					1							
御家中覚書	5	1	1		1							2
御本丸反古												2
武家格式	1											
御家中記録											4	1
御家中			1		1	3			5		3	1
年代記		1										1
御用帳												1
御筋目衆書上		1								1		
井上氏系図		1										
御系図			1									
肥前佐賀覚書			1									
大嶋覚書											4	
流船記											8	
御奉書											3	
大長寺書上		1										
少林寺書上				1								
瑞雲庵書上									1			
箱崎座主書上									1			
田島社人書上									1			
入定寺書上									1			
宗勝寺書上									1			
聖福寺書上									1			
承天寺書上									1			
宝満山書上									1			
妙円寺書上									1			
自泉寺書上									1			
宮田極楽寺書上												
円応寺書上											1	
志賀宮司											1	
東長寺書上												1
明光寺書上												1
御家中記録												1
公方様御誕生記									1			5
御宮参記									4			
諸家御家督記											1	
江戸御往来海陸日記												2
御位階記											1	5

注) 小河資料本および檜垣文庫本より作成

二、史料紹介

凡例

- 一、翻刻にあたっては、原則として底本の通りとしたが、正字・異体字・略字に関しては当用漢字に置き換えた。
なお、固有名詞に関しては、一部に正字を用いたところもある。
- 一、変体仮名は平仮名に改め、片仮名は底本どおりに用いた。
- 一、本文中に読点（、）、並列点（・）を加えた。また、底本に付された返り点についても付すようにした。
- 一、脱字については「」で補った。
- 一、底本の破損や虫損のために判読できない部分は□□□と補った。
- 一、闕字や平出は底本に従った。
- 一、朱書は二重カッコ（『』）で括った。
- 一、底本では人物註などは割書となっているが、割書のなかにさらに割書がある場合があるため、煩雑さを避けるために、人物註の割書は一重カッコ（『』）で括り、人物註のなかの割書は山カッコ（〵）で括り、本文より文字を小さくした。そのため、小河資料本の翻刻とは組版が異なっている。
- 一、校訂者による補記は丸カッコ（○）で括った。
- 一、付箋などは亀甲カッコ（ㄩ）で括った。
- 一、底本では各丁の隅下に月数が記されていたが、省略した。
- 一、各条文の最初に出典となる記録が肩書されている。朱書・朱書を墨書で訂正・墨書の三種類がある。朱書は『』で括り、朱書を墨書で訂正は＊を付し、墨書はそのままとし、それらの区別がわかるようにした。

【史料1】

（外表紙）

他見無用

忠之公御代
慶安元年 戊子年
從正月
至六月

慶安元年 戊子年
正月五年二月四日改元

正月大

朔日 丁酉

【御家中日記】

一、年始之御儀式如恒例「從去正保四年五月二日御在国」

【同】

一、御家中之諸士於 御館年始之御礼申上如例、

（内表紙）

【御參府
長之様御暇三度】

忠之様御代正保五年改元
慶安元年 戊子歲日記
從正月
至六月

（題箋）〔兵右衛門様〕

寿有）

二日 戊戌

一、於江戸 長之様〔後、光之公〕年始為御礼御登 城 公方家光公江御拜謁御献上如恒例〔長之様從去正保四年二月廿四日御參府〕

十日 丙午

年代記

一、鶴松様於江戸御城御誕生〔公方家光公第五ノ御子也、今年七月四日於江戸御逝去天德寺御葬送御法号齡真院殿秋感利貞〕

十六日 庚子

〔継鑑〕

一、鶴松様御誕生為御祝儀 公方家光公江御大名衆御樽肴御産衣代銀御献上有、大納言様〔家綱公〕江茂御献上有、依

之官兵衛之勝様

〔御童名万吉、御成長ノ後官兵衛ニ御改被成、政之卜号セラル、其後之勝ニ御改被成、忠之様第二ノ御子、光之様御弟ナリ、忠之様御弟東市正高政様御早世、御子ナキ故、公儀江御願被成、東市正様御遺領鞍手郡東蓮寺〔今直方ト称ス〕四万石御相続被成、時ニ御年七歳ナリ、慶安四年十二月

廿八日從五位下・諸大夫・右馬頭ニ御叙仕被成、其後館林綱元公〔後公方綱吉公〕右馬頭ニ御任官ニ付、〔之勝様〕、東市正ニ御改官被成、寛文三年七月廿五日江

戸ニテ御逝去、御年三十、江戸祥雲寺江御葬送、御法名乾徳院殿高峯宗堅大居士、御石礎建、御位牌御安置、東蓮寺ノ雲心寺同前、崇福寺ニ御石碑立〔御位牌ハ

塔頭心宗庵ニ御安置〕京都大徳寺ノ内龍光院エモ御位牌在御姫様アリ御年三歳ニテ御卒去〕〔御献上如左、

公方様江

御樽一荷

御肴一種

大納言様江

御樽一荷

御肴一種

檜垣文庫蔵「忠之代編輯日記」の紹介

鶴松様江

御産衣代銀三枚

御袋様江

銀式枚

以上

金子三百枚

御乳人江

同 三百枚

御介添江

已上

廿二日 丙午

繼鑑

一、於江戸官兵衛之勝様「後東市正二御任官被成御法名宗堅様」御額被直御袖被塞御年十五歳二被為成、

閏正月小

朔日

〔御家中書上〕

一、津田勘兵衛「秀堅、織田備後守信秀ノ御弟、津田孫三郎信光四代ノ孫、津田勘兵衛（初名勘八）ノ子也、勘兵衛慶長五年濃州岐阜城攻ノ時福嶋正則殿ノ手ニ附高名有、其後森石近大夫忠政殿江勤仕、禄千石、大坂陣戦功有、勘兵衛子勘八秀堅、父禄ヲ受統勤仕、故有彼家ヲ退キ浪人ス、其後松浦肥前守 殿御口入ヲ以、忠之公御代正保四年被召抱禄千石被下之勤仕、勘兵衛曾孫津田四郎三郎、繼高公御代禄千石大組勤仕」自去正保四年被召抱今日於穂波郡

椋本村、嘉麻郡下三緒村之内千石之地被下之、其御折紙・御目録被下如左、

為扶助於穂波郡椋本村、嘉麻郡下三緒村之内千石之地宛行畢、目録別紙有之、全可令知行者也、

正保五年

壬正月朔日 忠之御書判

津田勘兵衛とのへ

目録

〔御本ノマ、〕
穂岐郡

一、田島高四百四拾貳石四斗五合 椋本村内

嘉麻郡

一、同高五百五拾七石五斗九升五合 下三緒村内

〔〇〕

御朱印

〔〇〕合高千石

正保五年閏正月朔日 忠之御黒印

津田勘兵衛とのへ

〔御家中書上〕

一、山崎小八郎 始名長三郎、中比小八郎、後号彦兵衛、初 東市正〇 〇高政公江勤仕シテ、東蓮寺（今称直方）ニ居ル、高政公御逝去ノ後、忠之公

江被召仕、小身ヨリ御取立被成致出頭段々御加増都合貳千石被下置、其後 御意ニ違、東蓮寺江被遣置、光之公御代被召出三百石被下、其後御加増合七百石被下、御代官頭、後御目付頭勤之、五右衛門 孫山崎五右衛門 継高公御代祿七百石、大組勤仕江為御加増於那珂郡竹下村之内五拾石之地

被下之、本知合式百五拾石也〔本知式百石ハ正保二年被下之〕其 御判物被下如左、

為加増於那珂郡竹下村之内五拾石之地宛行畢、全可被知行者也、

正保五年

壬正月朔日 忠之御書判

檜垣文庫蔵「忠之代編輯日記」の紹介

山崎小八郎とのへ

閏正月小

十六日 庚午

〔御用帳〕

一、京都御蔵本毛利長兵衛〔元智〕

今日五日小河平右衛門〔常章、大老、祿一万二千三百石、後千石御加増合二万三千三百石、子息小河權兵衛直常職祿相統、後故有御暇被下之〕・黒田三左衛門〔二任、大老、祿一万五千石余、後千石御加増合老万六千石余、今黒田美作一利ノ祖父〕・津田市の丞〔御家老、祿七千石、後減知二千石人持トナル、後有故御暇被下之〕・田中五郎兵衛〔采清、祿六千五百石、初御出頭後御家老、忠之様御逝去殉死、今祿二百石田中源五右衛門 祖父〕江対シ御用之趣申上覚書今日到来、其文儀如左、

覚

- 一、京御屋敷所々之へい、少充そこね申候所御座候、其外之所も少充そこね申候所御座候、繕可申候哉、
- 一、侍へや沓つ、小者へや沓つ、取葺之やねそこね申候、葺直し可申候哉、
- 一、式間四間こけら葺之やねそこね申候二付、繕之儀去年山崎茂右衛門方被申候へハ、こわし候様ニと被仰遣候、御祈念所之諸道具入有之ニ付こわし不申有之、繕可申候哉、是ハ事之外ふるきやねにて御座候故、繕難成御座候、御但、繕可申候哉、葺直し可申候哉、
- 一、江戸御參勤之御土産御遣呉服、旧冬分茂右衛門方調置可申候、御呉服百程も出来仕候、上方風聞ニハ当年御參勤夏之時分ニも成可申様ニ取沙汰御座候間、相待可申候哉と大文字や五兵衛申候二付、先留置申候、如何可被仰付候哉、

一、同御進上之巻物旧冬分茂右衛門方へ御注文等有之候、是ハ何時ニても入可申候条、弥御注文前相調可申候、上り

卷物ハ勿論、上々にて御座候、其外之御衆江被遣候分ハ上り卷物ノ巻卷ニ付二三拾日程も下直成を調可申候哉、最前茂右衛門方へ被仰遣候御注文ニ上りにしき・しゅちん式拾卷、ちりめん式拾卷と御座候、又今度拙者へ被下候御注文ニ上りらしや拾間・狸々皮拾間と御座候、弥卷物をもらしや・狸々皮も相調可申候哉、

一、右之御遣呉服之内、紗綾ハ高直ニ御座候間、縮緬をも相調可申候哉と旧冬茂右衛門方分被申上二付、縮緬調候様
二と御注文ニ御座候、又ちりめんも大分直段上り巻端ニ付七拾二、三匁程も仕候ハ余り能ハ無御座候、小紋嶋二色斗ニ調可申候哉、但、高直ニ御座候共、紗綾・綿紗之間も調可申候哉、

一、御進上之御半弓立ふしかけの御矢、当月中比ニハ出来仕候、其御地へ下シ可申候哉、此方ニ召置可申候哉、

一、近衛殿打付書御屏風式双分之二引まり廿四枚、宮内權大夫方当地ニ被居候時、裏打相調候様ニと被仰遣、裏打出來、于今当地ニ御座候、若虫など喰申候へハ如何ニ御座候、下シ可申候哉、

一、江雲入院入目銀之儀、茂右衛門方重畳被申談候、弥拾五貫目ニ極り候由被申候間、御銀子大坂分渡候様ニ御証扱可被遣候、弥銀子相尋可申上候得共、小堀大膳殿近江御知行所ニ御座候付、江雲御見舞ニ被參候て今程留守ニ而御座候、其上極居申御銀子之儀ニ御座候故、又々御尋申ニ不及由茂右衛門方も被申候、

一、觀世庄右衛門御合力銀巻貫目充毎年被下由、去年分ハ御証扱不參ニ付茂右衛門方渡不被申候間御証扱可被下候、
一、御屋敷御長屋表拾五軒之内、五軒ハ御門并御門番居申所、残而拾軒ハ式軒間之御借家五間ニ御付衆五人居申候、宿賃老軒老ヶ月式匁充、但、内老軒ハ三匁、右宿賃之儀、宮内權大夫・山崎茂右衛門方内々御免被下候様ニと被申上候、拙者罷上候節も其段申上候へハ、様子具ニ書付下シ候様ニと被仰候間、書付進上仕候、宿賃御免被遣可被下候、以上、

壬正月五日

毛利長兵衛

小河平右衛門様

檜垣文庫蔵「忠之代編輯日記」の紹介

黒田三左衛門様

津田市之丞様

田中五郎兵衛様

廿一日 丁亥

〔大坂御蔵本御壁書〕

一、大坂御蔵元小堀金大夫「正治、祿四百石御足輕頭、後百五十石御加増御代官頭トナル、小堀遠江守政一殿御弟小堀久左衛門貞治子也、今祿四百石小堀

三郎四郎脩治、同百石御馬廻小堀作大夫利治等四代ノ祖」宮内権大夫

同所御用向之儀一ツ書ヲ以御窺申上ル、黒田三左衛門「二任、御家老」小河平右衛門「常章、御家老」方披見之上一ツ書
夫々ニ致肩書相渡之如左、
覚

最前今居申船頭市右衛門御国ノ船頭並ニ御給扶持被下召置可申旨被 仰遣候、但、今迄取来候給扶持之上ニ御船頭衆並ニ御加扶持之分可被下由之事、

一、御川加子之内ニ小頭老人無御座候而ハ成不申候間御極被成可被下候事、

新銭百疋充持參可仕旨被成 御意候、

一、御町奉行衆并小濱民部殿内衆江初而參候ニ扇子式本宛持參仕候、諸蔵本新銭百疋充持參仕候間何茂並ニ可被仰付哉、
哉、

右前

一、右三人ノ内へ年頭ニ扇式本宛持參仕候、諸蔵本扇持參不仕候、是又何茂並ニ百疋充持參仕候様ニ可被仰付哉、

今迄ノことクニ可仕旨ニ候、

一、両町奉行衆御内衆江五節句之外折々音信可仕旨最前被仰付、其分ニ仕候処、松原吉之丞御算用仕上ル、以後壹ヶ年ニ四度音信可仕旨被仰付候、最前如御定被仰付間敷候哉、諸蔵元衆節々音信仕躰ニ御座候事、

梅谷太郎大夫ニ申渡、其分ニ申付候、

一、詰御小早船若松逗留不仕下着之翌日罷登候様ニ可被仰付哉、

御国並ニ苦勞夫銀駄賃可被相渡候、

一、大坂御付衆御用ニ付方々へ遣申候苦勞夫銀駄賃銀被下候様ニと御断申上ル事、

此付衆之儀、御藏元奉行次第第二候間、藏元二居申衆ノ手前ニて吟味仕替召抱可申候事、

一、右之御付衆大坂ニ久敷相詰迷惑仕候間、替被仰付被下候様ニと御理申上ル事、

御算用奉行衆へ申談御舟奉行衆へ申渡候、

一、御米舟御国本出船段々ニ被仰付候得共、御国之内ニて一同ニ罷成上着も一同ニ仕候故、御藏せはく御米置申所無

御座候間、一立切ニ上着仕候様ニ可被仰付候事、

前々ノ仕来之通遣可申旨ニ候、

一、淀番所毎年新銭式貫宛被遣候、去年之年頭遣不申候、毎年遣可申との御証拠無御座候、遣可申候哉、

御船新敷可仕旨ニ候、

一、御川船御作事之事、

銀七百目余「只今御座候五艘之御船繕ニ入可申由申候、但、当年御繕候ても来秋冬間ニ右之入目程之御繕無御座候ハてハ御用ニ立申間敷候由申候」

同式貫目余「御船五艘新敷御作り候ハ、入可申由申候」

古船払可申候、

同五百目余「右御荷船五艘御壳候ハ、是程可仕候由申候」

御船之儀 殿様御上洛前ニ御作事無御座候而ハ御用ニ立申間敷様ニ御座候間、急度様子可被仰下候、以上、

子ノ正月十八日
宮内権大夫
小堀金大夫

右其方今書付被出候ニ肩書調遣候間、肩書之分ニ可被仕候、以上、

正保五年 黒田三左衛門

檜垣文庫蔵「忠之代編輯日記」の紹介

壬正月廿一日 小河平右衛門

小堀金大夫殿

宮内権大夫殿

廿八日

〔大坂御藏本御壁書〕

一、高野山正智院江毎年被遣御米之儀、山部久左衛門・川上半斎兩人ハ大坂御藏元佐谷五郎大夫「俊清、佐谷藏人俊種ノ子、佐谷五郎大夫俊直ノ子也、始名久兵衛、父ノ家督六百石相続、御足輕頭大坂御藏本勤、後御代官頭トナル、其後福岡御城二ノ御丸御預ケ住居ス、今禄三百石御足輕頭佐谷五郎大夫俊実、四代ノ祖」・小堀金大夫「正治、小堀遠江守政一殿ハ御法名宗甫」御弟小堀久左衛門貞治ノ子也、忠之様御代始テ勤仕、禄四百石御足輕頭・大坂御藏本奉行務、光之様御代御加増合五百五十石御代官頭トナル、今禄四百石御足輕頭小堀三郎四郎脩治四代ノ祖」江御意之旨以書狀申遣如左、

為 御意申入候、然者高野山正智院へ被遣候五拾石米之儀如前角可被相渡候由被 仰出候間、此後も毎年御渡可有候、尤去年分も未相渡之由ニ候間、是も無滞可有候、各為証拠如此御座候、恐惶謹言、

正保五年

壬正月廿八日

川上半斎

山部久左衛門

佐谷五郎大夫殿

小堀金大夫殿

二月大

三日 戊戌

〔長崎記〕

一、鍋嶋信濃守殿「勝茂、鍋嶋加賀守直茂殿御子、肥前佐賀御居城、御領知三十五万七千石、去寛永十九年ヨリ今年迄八年長崎御番、御家卜隔年ニ御交代ニ

テ御勤被成、今同所領松平信濃守宗茂様五代ノ御先祖」御暇御拝領、長崎御番被、仰付、

十五日 庚戌

〔長崎記〕

一、去ル三日鍋嶋信濃守殿「勝茂、今松平信濃守宗茂様五代ノ御先祖」御在国之御暇御拝領、長崎御番被、仰付候段、信濃守殿佐

賀御下着之上、長崎御番御渡シ被成候已後、如例江戸御參勤可被遊旨之處、二月四日江戸御老中之御奉書国継を以今日到来、御文体如左、

一筆令啓候、

兩上様弥御機嫌能被成御座候間可御心安候、将又為替鍋嶋信濃守被差遣候、然共、当年者、日光御參詣之事候間、其方儀重而一左右迄者其元可罷在旨被、仰出候、可被得其意候、恐々謹言、

二月四日

阿部対馬守 重次

阿部豊後守 忠秋

松平伊豆守 信綱

松平筑前守殿

右御奉書之趣ニ付、当春之御參勤御延引被遊、同日御請被、仰上御使者吉田兵左衛門江戸へ被遣、但、日光御參詣卜有之候ハ、家康公三十三回御忌ニ付、公方家光公御參詣被遊御事也、

〔故日記〕

一、今日改元正保五年を以為慶安元年

廿八日 癸亥

繼鑑

一、大納言様「家綱公、慶安四年將軍宣下有」始而江戸高田馬場江 御成被遊、依之為御祝儀在府之御大名衆御登 城有、長之様「後光之御改被遊」・官兵衛之勝様「後東市正ニ御任官被成、御法名宗堅様」御登城被遊、

三月大

五日 庚午

〔長崎記〕

一、銅嶋信濃守殿「勝茂」今相浦源太左衛門為御使者被指越、長崎御番所并御石火矢・大筒・玉葉、信濃守殿江可被相渡旨二月八日御老中之御奉書御届被成、

〔同〕

一、長崎御奉行山崎權八郎殿江小河長五郎「利高、替三百石御小性小河左衛門元利子、故有テ家絶ル」為御使者被遣、右御奉書之趣被仰遣長五郎今日罷立、

〔繼鑑〕

一、於江戸大納言様「家綱公御年八歳、慶安四年御年十一歳將軍 宣下有」御中剃被遊、依之、御大名衆御登 城御樽肴御献上、依之、長之様・官兵衛之勝様「後東市正御任官、御法名宗堅様」為御祝儀御登 城被遊、官兵衛様今御献上如左、

御樽一荷 御肴一種

十二日 丁丑

長崎記

一、今日於長崎御番所并御石火矢・大筒・玉葉等銅嶋信濃守殿「勝茂、今松平信濃守宗茂様五代ノ御先祖」江御渡被成、
十三日 戊寅

〔御家中日記〕

一、江戸今御飛脚到着、先月廿八日 大納言様〔家綱公慶安四年將軍 宣下有〕始而高田馬場江御成被遊、依之、御大名方御登 城二付、長之様・官兵衛之勝様〔後東市正二御任官被成、御法名宗堅様〕御登 城被成之旨言上有、

十七日 壬午

御家中日記

一、江戸へ御使者被遣、大納言様〔家綱公慶安四年將軍 宣下有〕先月廿八日始而高田馬場江御成被遊御祝儀被仰上、

廿日 乙酉

〔御家中日記〕

一、自江戸御飛脚到着、今月五日 大納言様〔家綱公慶安四年將軍 宣下有〕御中剃被遊、依之、御大名衆御登 城、御樽肴御献上、長之様・官兵衛之勝様〔後東市正二御任官成、御法名宗堅様〕御登城、官兵衛様御献上如左、

御樽一荷 御肴一種

廿一日 丙戌

東長寺書上

一、東長寺〔真言宗、博多市中二有〕江於那珂郡春吉村之内寺領百石御寄附被遊御判物左記之、
為寺領於那珂郡春吉村之内百石之地令寄附畢、全可被所務也、

慶安元年

三月廿一日 御実名御書判諱

大師堂

廿二日 丁亥

〔御家中日記〕

一、井上筑後守殿〔政重、大御目付、御領知一万石、今一万二千石、上総長南井上筑後守政郷殿御祖父〕・馬場三郎左衛門殿〔長崎御奉行〕從江戸

檜垣文庫藏「忠之代編輯日記」の紹介

長崎へ御下『着』、御黒印并御下知状御持参被成「旧記ニ馬場三郎左衛門殿ハ海上直ニ御下り、筑後守殿ハ三月七日宗像郡鐘崎ノ御上陸、豊後日田江御越、同国府内辺迄御巡見、其後長崎へ御越下有、然共今年五月三日ノ御奉書ノ趣ニ候へハ三月廿二日ニ同ニ御下着ト相見ユ」

廿三日 戊子

御家中日記

一、大納言様「家綱公慶安四年將軍 宣下有」御中剃為御祝儀江戸江御使者被指上、御樽肴御献上被遊如左、

御樽一荷 御肴一種

廿四日 己丑

長崎記

一、長崎御奉行所ノ御飛札到来、今度井上筑後守殿・馬場三郎左衛門殿從江戸御持参之御黒印并御下知状、殿様長崎江御越被成、御拝見可被成旨御通達有之、

廿六日 辛卯

長崎記

一、於長崎御黒印・御下知状為御拝見、今日福岡ノ御乗船長崎江御越被遊、

廿八日 癸巳

長崎記

一、殿様時津御着船、直ニ長崎江被成御座、於御奉行所井上筑後守殿「政重 大御目付」・馬場三郎左衛門殿「長崎御奉行」御対話「筑後守殿ニテ御料理出候由、高力撰津守殿「忠房 肥前嶋原御城主、西国ノ御目代・長崎ノ御用御勤 其後御子息高力左近大夫忠常殿御相続、御領内位置不宜故寛文八年御改易」・日根野織部正殿「正明、豊後府内三万石、西国ノ御目付ナリ」・山崎権八郎殿「長崎御奉行」御参会、

御黒印并御下知状御拝見被遊、其後上意之趣被 仰伝之、筑後守殿ノ 御黒印・御下知状写被遣其御文儀如左、
定

一、南蛮船令到来、自然不義有之而被却之時、今年者鍋嶋信濃守当番たるの間、可相計之事、
一、若此外にも人数入にをひては、松平筑前守差加可計之事、
一、松平隠岐守儀は後手に有之、可致差図、惣而自分之働本として猥に取懸、人数を不可損、万一両手之外人入にをひては、隠岐守人数に高力撰津守・日根野織部正人数を相加、遂相談可計之事、
右可相守此旨、若於有違犯之輩者速可処法度者也、

覚

一、自然黒船令渡海長崎之沖ニか、り於有之者通事ニ井上筑後守・馬場三郎左衛門・山崎権八郎、此三人之内之者を差添つかハし様子相尋、日本商売之御訴訟ニ參候ハ、南蛮船渡海之儀度々如被 仰出かたく御停止之儀候間帰帆いたし候へと幾度もあいさつ仕さし置、其内ニ江戸江注進可仕候、勿論石之趣承届帰帆仕候にをひては一切構申間敷候、若慥成へき儀を訴訟いたすにをひては左様ニ候ハ、頭分之者共陸地へあかり有之而奉行人迄様子具可申上候、沖にて舟よりすくに申上儀は江戸江言上成かたく候間帰帆可仕候由可渡申之、其上ニ而陸地江あかり候ハ、其ま、さし置、其趣注進可仕事、

一、南蛮船訴訟に參候ハ、鍋嶋信濃守・松平筑前守人数を長崎江可召寄候、其外之人数者無用ニ可仕候、兼日被仰出松平隠岐守并高力撰津守・日根野織部正長崎へ罷越万事可致相談候、若様子ニより人数おほく可入儀於有之者其手寄之固持・郡持江申遣之可召寄事、

一、若南蛮船之輩不義有之而於相計者段々之儀者可相守 御黒印之趣事、

正保五年二月廿日

阿部対馬守

阿部豊後守

松平伊豆守

酒井讚岐守

松平隱岐守殿

高力撰津守殿

日根野織部正殿

井上筑後守殿

馬場三郎左衛門殿

山崎権八郎殿

〔長崎記〕

一、今晚長崎御立御帰被遊、

廿九日 甲午

〔継鑑〕

一、於江戸 鶴松様〔公方家光公第五ノ御子〕御宮參被遊、依之、御大名衆御登 城、長之様・官兵衛之勝様〔後東市正三御任

官、御法名宗堅様〕御登 城被遊、

晦日 乙未

長崎記

一、從長崎御帰城被遊、

四月小

朔日 丙申

〔長崎記〕

一、江戸江御使者吉田次郎助「祿百五十石後御加増郡合式百五十石、今同高御足輕頭吉田次郎右衛門祖父」被遣 御黒印御拜見之儀松平伊

豆守様・阿部豊後守様・阿部対馬守様・堀田加賀守様江以御書被仰進「平井善助云、此時ノ御書御文章等日記無之、但、右御四人

御連判三而八有之間敷候、此節之御用、加賀守様御連判無之、且又、酒井讃岐守様其外も御書被進候哉、日記不相見也。」

三日 戊戌

御誕生記并雜鑑

一、公方家光公今月十三日江戸出 御、日光江御參詣被遊之旨被 仰出、御大名衆各御献上物有、依之、従是前従

殿様江戸江御使者被指遣廻、虎皮御鞍覆三御献上被遊、御使者今日登 城、差上之、従 官兵衛之勝様御羽織二御献上、大納言様「家綱公慶安四年將軍宣下在」江御給二御献上、

七日 壬寅

〔大坂御藏本御壁書〕

一、大坂御藏本御用二付、小河平右衛門「常章、御家老職」并櫛橋七兵衛「政次、御執權」、田中団右衛門「清則、本氏口分田、祿三五

百石、御執權」、津田半左衛門連名二而御藏本奉行小堀金大夫「正治、小堀遠江守政一殿御弟小堀久左衛門貞治ノ子也、始テ 長政公江勤仕、

祿四百石、町御奉行務、金大夫正治家督相続、忠之公御代五十石御加増、合四百五十石、御足輕頭・大坂御藏本勤、光之公御代百石御加増、合五百五十石御代官

頭勤、金大夫四代ノ孫祿四百石御足輕頭、小堀三郎四郎修治今在勤」、佐、谷五郎大夫「俊清、佐谷藏人俊種ノ子佐谷五郎大夫俊直ノ子也、始名久兵衛、父

ノ家督六百石相続、御足輕頭・大坂御藏本勤、後御代官頭下ナル、又後福岡御城二ノ御丸ヲ御預被成引越住居ス、隱居号由心、延宝六年五月廿七日死、今祿三百

石佐谷五大夫俊美四代ノ祖」江証文遣入、左記之、

今度松平孫大夫殿・久貝因幡殿為御替御上着二付、大坂諸藏本衆並二新錢百疋宛二而兩人御札被申上候、孫大夫殿御内衆へ五節句其外折々音信之儀、如前々可仕候哉と被申越候、曾我丹波殿御内衆へ音信之並二可被仕候、御札錢并御内衆江音信之儀、先御藏本衆へ証文出候へ共、各替り被申候而証文無之由候間、如此候、重而御藏

本衆替り被申時も此証文可被相渡候、已上、

慶安元年

津田半左衛門

卯月七日

田中団右衛門

櫛橋七兵衛

小河平右衛門

小堀金大夫殿

佐谷五郎大夫殿

○久貝因幡守殿「大坂町御奉行 元和五年ヨリ正保四年迄廿九年御勤」

○松平孫大夫殿「大坂町御奉行 慶安元年ヨリ寛文二年迄十五年御勤」

後隼人正御改

○曾我丹波守殿「大坂町御奉行 寛永十年ヨリ明暦三年迄廿五年御勤」

古祐

十四日 己酉

御家中日記

一、江戸へ御飛脚到着、先月廿九日 鶴松様御宮參被遊、依之為御祝儀御大名方御登城被成二付、長之様・官兵

衛様御登 城被遊候由申來、

十五日 庚戌

〔御家中書上〕

一、田中団右衛門「清則、本氏口分田、忠之公御代自寛永十三年勤仕、禄十石、町御奉行、其後、御執權、段々御加増千四百石被下、今年御加増都合千五百

石、団右衛門五代ノ孫田中久七清行、繼高公御代禄八百石大組」江為御加増於表柏屋郡吉原村、同郡名子村之内百石之地被下之、本

知合千五百石、時ニ為^リ御執權、其 御判物被下之如左、

為加増於表粕屋郡吉原村・名子村之内百石、本地合千五百石之地宛行畢、『内式百石与力目録別紙有之』、全可
令知行者也、

慶安元年

卯月十五日 忠之『御書』判

田中固右衛門とのへ

十八日 癸丑

御家中日記

一、鶴松様御宮參為御祝儀江戸へ御使者被指上、

廿二日 丁巳

御家中日記

一、午刻江戸大地震御在府之御大名衆御登 城、長之様・官兵衛様御登 城被遊、

廿三日 戊午

『御家中日記』

一、公方様今月十三日出御 日光御社參被遊旨〔但、家光公二度目御社參也〕、從江戸御留守居以御飛脚言上之、

『繼鑑』

一、日光御留守之間 官兵衛之勝様〔後東市正ニ御任官、御法名宗堅様〕江虎御門御番被 仰付旨、今月十日阿部豊後守様〔忠

秋、御老中〕今以御奉書被 仰渡、翌十一日御番御請取御勤被成候由、今日之御飛脚ニ申來ル、

『同』

一、虎御門御番之次第

馬上四人 陸士六人替共 足輕十人 鎗五本

檜垣文庫藏「忠之代編輯日記」の紹介

一番

伊丹九郎左衛門
菅 利右衛門

同

松岡太郎左衛門
村瀬市左衛門

二番

両人の内
壺人充

明石市郎右衛門
横地助之丞

同

小林四郎三郎

庄野儀大夫

時枝四兵衛

以上

廿八日

〔御家中書上〕

一、正田与兵衛

於宗像郡竹丸村・同郡用山村之内三百五拾石之地被下之、其御判物被下如左、

為扶助於宗像郡竹丸村・用山村之内三百五拾石之地宛行畢、目錄別紙有之、全可令知行者也、

慶安元年

卯月廿八日 忠之御書判

正田与兵衛とのへ

知行目録

宗像郡

一、田島高貳百三拾六石四斗九升七合九勺

竹丸村之内

同郡

一、同高百拾三石五斗貳合壹勺

用山村内

合高三百五拾石

御朱印

慶安元年卯月廿八日 忠之御黒印

疋田与兵衛とのへ

〔御家中書上〕

一、森作左衛門

江於志摩郡桑原村・同郡田尻村之内百石之地御加増并替知被下、本知合貳百五拾石也〔本知百五拾石〕

其御判物被下左如記之

為替地并加増於志摩郡桑原村・田尻村之内貳百五拾石之地宛行畢、内百石加増分、目錄別紙有之、全可令知行者也、

慶安元年

卯月廿八日 忠之御書判

森作左衛門とのへ

替地并加増目錄

志摩郡

一、田島高百七拾九石貳斗四升四合貳勺

桑原村内

同郡

一、同高七拾石七斗五升五合八勺

田尻村内

檜垣文庫藏「忠之代編輯日記」の紹介

合高式百五拾石 御朱印

慶安元年卯月廿八日 忠之御黒印

森作左衛門とのへ

五月小

二日 丙寅

〔継鑑〕

一、公方家光公・大納言家綱公江端午之御帷子御単物御献上前、以御使者江戸江被遣置、今日御献上也、

〔同〕

一、右同時 徳松様〔後館林宰相綱元公、延宝八年將軍 宣下、綱吉公〕鶴松様江此節句今始而銀五枚充御献上、

〔同〕

一、官兵衛之勝様〔後東市正へ御任官、御法名宗堅様〕今御帷子御単物上ル、徳松様・鶴松様江銀式枚充御上被成、

六日 庚午

御家中日記

一、江戸今御飛脚到着、先月廿二日午上刻、江戸大地震二付、御大名衆御登城、依之、長之様・官兵衛様御登城被遊之旨申来、

七日 辛未

継鑑

一、從江戸御飛脚到着、先月廿三日 公方家光公御機嫌能從 日光還御之旨言上有、

同

一、官兵衛之勝様〔後東市正御任官、御法名宗堅様〕、日光御留守中虎御門御番被 仰付御勤被成候処、廿三日還御、翌廿

四日御番御免被仰出之旨言上有、

十五日 己卯

〔長崎記〕

一、当三月廿八日於長崎 御黒印・御下知状御拜見被遊候ニ付、四月朔日為御使者吉田次郎助江戸へ被遣、以御書御老中へ右之趣被仰遣候処、次郎助江戸参着、御書等指上候処、五月三日御老中御連名之御奉書今日到来、其御文章如左、

御状令拜見候、 両上様弥御氣色能被成御座目出度被存之旨得其意候、将又井上筑後守・馬場三郎左衛門、三月廿二日長崎江到着ニ付而、其方儀彼地江被相越、高力撰津守・日根野織部正・山崎権八郎参会、御黒印被致拜見之旨示給之趣承届候、念之入候段、達 上聴候、恐々謹言、

五月三日

阿部对馬守重次

阿部豊後守忠秋

松平伊豆守信綱

松平筑前守殿

廿三日

〔御本丸〕

一、宗像郡渡り村田島高同村庄屋十左衛門目錄差上如左、

宗像郡内渡り村田島高付

田数拾三町八反老畝廿七歩

一、田高百九拾九石九斗三升

御本帳前

畠數貳拾貳町四反四畝廿六步

一、畠高百貳拾七石六斗四升五合 右同

田畠數三拾六町貳反六畝廿三分

合田畠高三百貳拾七石五斗七升五合

右寛永廿壹年二広田十兵衛殿・神屋七大夫殿御兩人ニ而御改御帳前、

御牧郡之内田畠覺

田數壹町貳分

一、田高拾石三斗八升 但 御本帳之外

畠數壹町壹反四畝十二分

一、畠高四石壹升七合 但 右同

田畠數拾貳町壹反四畝十四分

合田畠高拾四石三斗九升七合 慶長拾五年今捨り申分

慶安元年 渡り村庄屋

五月廿三日 十左衛門

六月大

朔日 甲午

〔長崎記〕

一、久世半三郎「禄千六百石、今禄千石、御馬廻頭久世半三郎曾祖父」從江戸下着、五月廿一日御老中御連名之御奉書持参「但、半三

郎儀 日光今 還御御悅御使者四月今江戸へ被遣置、還御之上御使者相勤、此節罷帰」御文牀如左、

其方參勤之儀及 上聽候之処、井上筑後守從長崎帰參以後可致參府之旨被 仰出候、可被得其意候、恐々謹言、

五月廿一日 阿部對馬守重次

阿部豊後守忠秋

松平伊豆守信綱

松平筑前守殿

〔御家中日記〕

一、吉田六郎大夫江戸へ被遣、此度御奉書之御請被仰上、六郎大夫今日罷立「平井善助云、六郎大夫御請持參之事、猶可考、同人下着之事不相見、六月廿四日江戸今吉田六大夫下着之儀有之、六大夫ハ御步行衆也、」

七日 庚子

〔御本丸〕

一、福岡之諸士并陪臣・町人・百姓ニ至迄、大坂ハ男女共ニ二期之者召抱罷下候儀ニ付同所町御奉行ハ諸家之藏本留守居ニ手形差出可申旨依被仰渡、從福岡被指遣置御藏本御留守居佐谷五郎大夫・小堀金大夫、諸家之留守居一紙ニ町御奉行へ対シ手形差上如左、

手形之事

一、男女共ニ二期之者国本江抱罷下儀御座候ハ、藏屋敷ニ罷有候我等共ニ申理召連參候様ニ国本へ申合、無理ミたりニ二期之者抱罷下之様可申付事、
一、年期之者抱国本へ召連罷下候ハ、奉公人ハ不及申、町人・百姓・船頭・水主ニ至迄、我等共請人已下穿鑿、年期十年之外抱不申様ニ致吟味差下可申候事、
一、我等共ニ不申聞年期之者抱罷下候ハ、縦從公儀御穿鑿無御座候共聞付次第可申上候事、

右之通違背不仕候様ニ可申付候、我等共替り罷下候ハ、替り之者ニ此手形之趣儘可申渡候、為後日仍如件、

寛永廿一年

申ノ七月廿二日

右之通寛永廿一年申ノ七月蔵本ニ罷在候者共面々手形を指上申候、然処、其已後蔵本之者替り、又ハ久敷儀ニ御座候間、油断も可仕かと被仰、重而□□出候付、判形仕候、自今已後、弥右之手形之趣違背仕間敷候、為後日仍如件、

慶安元年

子ノ六月七日

西国蔵屋敷
留守居中判

(貼紙外れ) 〔大坂京都御蔵本勤、光之公御代御加増百石、合五百五十五石、御代官頭勤、金大夫四代ノ孫小堀三郎四郎俊治、禄四百石、御足輕頭、同小堀作大夫利治、禄百石今在勤〕昨日大坂町御奉行衆江差上候、奉公人年期之手形ノ写手紙ヲ

八日 辛丑

〔御本丸反古〕

一、黒田三左衛門二任、御家老職、領知一万五千二百石、光之公御代千石御加増、合一万六千二百石余、隠居号涼慶、黒田美作一成(始名三左衛門)ノ子息也、今職禄同、黒田美作一利ノ祖父ナリ、自是前依御用從福岡江戸へ被遣候処、江戸御用相濟昨日大坂江参着、近日下国有之ニ付、大坂御蔵本御留守居佐谷五郎大夫〔俊清、佐谷藏人俊種ノ子佐谷五郎大夫俊直ノ子也、始名久兵衛、父ノ家督六百石相統、御足輕頭・大坂御蔵本勤、後御代官頭トナル、其後福岡御城御二ノ丸御預ケ住居ス、五郎大夫四代ノ孫、禄三百石、佐谷五郎大夫俊実、今在勤〕・小堀金大夫〔正治、小堀遠江守政一殿御弟、小堀久左衛門貞治ノ子也、久左衛門事遠江守殿御願ニテ始而、長政公へ勤仕、禄四百石、町御奉行・御代官頭務、金大夫正治家督相統、忠之公御代五拾石御加増、合四百五拾石御足輕□、三郎四郎俊治、禄百石御馬廻、小堀作大夫利治等ノ四代ノ祖〕昨日大坂町御奉行衆江差上候、

奉公人年期之手形ノ写手紙ヲ相添三左衛門方江遣之、相添、三左衛門方江遣之、手箋之紙面如左、

一書申上候、御船之儀被仰下候、則御使勘右申談進之申候、今日御奉行衆江罷出候儀者右之御書付為判形仕二御座候、則写仕懸御目申候、もはや御国元へハ此段御左右申上間敷候間、御下被成候者御物語被成可被下候、恐惶謹言、

六月八日

小堀金大夫 判

佐谷五郎大夫 判

三左衛門様

十五日 戊申

〔御本丸反古〕

一、江戸江御使者被遣 長之様江御覚書被為進其御文章左如記、

覚

一、今度官兵衛書物之案紙遣候間、官兵衛を貴所前江よひ候而判形仕らせ可被申候、当所者其方我等兩人江対可被申付候、左候而書物ハ其元ニ召置可被申も、爰元ニ下し可被申も心次第ニ候事、

一、官兵衛もの四人ニ書物申付候、此当所之儀ハ此方ニ而ハ市之允・五郎兵衛兩人ニ当させ申候、其方ニ而ハ平左衛門ニ当させ可被申候、作大夫儀ハ其方心次第ニ而ハ明石市郎右衛門・月成茂左衛門ハ爰もとニ而判仕らせ候、横地助之丞・大塚助右衛門兩人判形仕候時ハ使ニ而候間、權之丞、又平左衛門・作大夫当所ニ書付候もの一人ニても式人ニても判もと斗見せ可被申候事、

一、官兵衛登城之儀、今迄ハ五節句迄登城申候へ共、今ハ朔日・十五日・廿八日兩三度之内、一ヶ月ニ二度程登城申候様ニ可被申付候、左候ハ、兩度之内一度ハ貴所分先ニ下馬ノ御門迄参り待合せ、登城可仕候、老度ハ其

方跡分馬にて乗物をつらせず供仕候分ニいたし登城申候様ニ可被申付候、

一、すいぎうノ甲ハ貴所へ遣候、官兵衛親市正甲一ノ谷ハ我等着用ニ申候へハ、官兵衛ニ遣候儀不成候之間、何成共見合せ、甲用意申付、其方分官兵衛ニ遣可被申事、

一、茶入・かけ物・壺遣候、是ハ官兵衛親市正道具にて候ニ付遣候間、其方分官兵衛へ遣可被申候事、

一、我等參勤時分之儀、先日御老中被達 上聞候通讚岐殿御居合せ被成候、一段 御機嫌よく被 仰出候間、氣遣仕ましく候、然者、筑後殿長崎婦参少前、使者を上ケ時分を伺候て參勤仕候へと讚岐殿分被仰下候、然時ハ參勤之時分究り候て又不究儀ニ候、左候ハ、越年時分ニも參勤仕候様ニ成行可申候哉、当夏筑後殿被申候ハ長崎御番ニ今一人相加り可申儀も可有と被申候、我等申候ハ別ニ誰も無之候、細川肥後殿にて可有と申候へハ左様之事も可有と被申候、重而ハ鍋嶋信濃守・細川肥後守・我等三人にて長崎御番を仕、越年替りニ參府仕候様ニ成行可申かと推量ニ存候、其元ニ而右之沙汰など何とも無之候哉、勿論聞申儀成かね可申候へ共、何とぞ聞せ候て様子可被申越候事、

一、其元ニ召置候吉田六郎右衛門儀、ふもとおりニ有之由相聞候、左様に有之候てハ不成事候、併少之ふもとおりニ有之候ても不苦儀と被存候哉、但、此方分遣置候ものにて候間、召置申など、被存候ハ、必無用ニ而候、おく方ニ付置候ものハ妻子をもひかせ幾久敷召置候様ニ仕候かよく候、左候ハ、今度六郎右衛門儀さしかへ可申候、岡本清右衛門・山崎茂右衛門・村上三大夫、此三人之内ニ而可被申越候、差遣可申候、三大夫儀ハ此役ニかきらす最前も申入候ことく其方ニ召仕度候ハ、差遣可申候間可被申越候事、

一、貴所前へ平左衛門・作大夫をよひ出し、權之丞ニ申候へと申付候、其元ニ今程別ニ誰も無之候、半右衛門・正兵衛罷居候へ共、半右衛門ハわかく、正兵衛儀ハ尤利こんニ有之候共、平左衛門・作大夫ことくニ貴所へ申候儀、たとひ存寄候共成ましく候、然時ハ平左衛門・作大夫兩人我身をかばい不申、貴所為ニ成候儀存寄所之分

さしおかす可申候、勿論不断之所の儀ハ随分氣ニ入候様ニ仕り、為づくノ儀ハさしおかす可申候、自然之時用ニも立申候を当時手討ニあひ申儀、為を存候上ハ同前と存、身をたてす可申候、又申候て能事と存候共、一日くくと打くらし延引仕候事可有候間、左様ノ所よく合点仕存寄候事ハさしおかす早々申候様ニ可被申聞候事、

一、先度被申越候、觀世左近をよひ謡を聞申度由被申候、其段ハ浦上三郎兵衛ニ申達之、よひ被申候へとも、又無用共難申由申遣候、聊話をさらひ申にてハ無之候、惣而此事ニかきらす何事ニても其方にて吟味仕られ悪敷事をさしおき、よき方ニつき候様ニ可被申候、善惡之所ハ貴所心ニ有之候、少之儀を爰もとへ尋被申ニ不及儀ニ候、此段ハ平左衛門・作大夫も能合点可仕候、何事ニよらず、善惡之吟味仕、よき方ニつき申分別耳候、其内わたくしノゑこ有之ものニ候、其子細ハたとへハ何事ニよらず、其身すき候事心ニ吟味仕時、一旦ハ悪敷事と存候而も、其身すきにて候故さして悪事にてハ無之など、かやうニゑこ成分別出来申ものニ而候間、其所を合点仕候事肝要候、別事ニ付、此心持可有候間、心ニせんぎノため如此段申遣候条、貴所も其所をよく合点被仕、勿論平左衛門・作大夫ニも能可被申聞候事、已上、

六月十五日 御判

【史料2】

(表紙)

(他見無用)

忠之様御代

慶安元年戊子歲日記從七月至十二月

慶安元年戊子

七月小

朔日 甲子

長崎記

- 一、阿蘭陀加昆旦船一艘長崎入津、加昆旦デレキ・スノク忒人來ル、然其去年六月黒船來津之事ニ付而、江戸江御礼
- 二罷登ニ不及、如例帰帆ス、

同
一、於長崎井上筑後守殿政重、大御目付、御領知二万石、当三月廿二日江戸ヨリ長崎江御下着、此時迄御滞留、去年黒船來ル事御穿鑿有之、

加昆旦御断申上之由「吉田忠庵ヲ以書通和ケ有之ト云々」從長崎申來ル、

二日 乙丑

長崎記

一、江戸御老中松平伊豆守様「信綱、今御老中松平伊豆守信祝様御曾祖父」・阿部豊後守様「忠秋、今武州忍御城主、御領知十萬石、阿部豊後守正喬様御曾祖父」・阿部对馬守様「重次、今備後福山御城主、御領知十萬石、阿部伊勢守正襲殿五代ノ御祖」御連名御奉書到來、六月十九日之御日付也、御文体如左「但、五月廿一日之御奉書先達而到來、六月初日御請被仰上相達之上出ル御奉書なり」

御状令拝見候、其方事從長崎井上筑後守帰参之上可致参勤由被 仰出之趣相達被存其旨由承届候、依之被差越使者候、入念之段可及 上聴候、恐々謹言、

六月十九日

阿部对馬守重次

阿部豊後守忠秋

松平伊豆守信綱

松平筑前守殿

六日 己巳

繼鑑

一、於江戸從 長之様、立花平左衛門「重種、長之様御部屋勤御出頭、後御名字御免、黒田平左衛門ト号ス、御家老、禄一万五百石、今中老、禄四千石、立花平左衛門増敬代四代ノ祖」為御使者 官兵衛之勝様「後東市正ニ御任官被成、御法名宗堅様」江三種被進如左、

文林御茶入一 一休墨跡御掛物一幅 肩拔御茶壺一ツ、此三種者宗丁様御道具也「宗丁様ハ故市正高政様御法名

也、寛永十六年十一月十三日御逝去、雲心院殿松峯宗丁大居士」

九日 壬申

御家中日記

一、殿様御國中嶋之為御巡見今日從福岡御乗船、カヲトマリ韓泊在志摩郡被成御座、晚景相嶋江在宗像郡被成御座、御泊船被遊、

十日 癸酉

御家中日記

一、今朝相嶋御出船、津屋崎在宗像郡江被成御座、從同所御揚陸カウ神湊邊在同郡御巡見被成、津屋崎へ御帰座御一宿被遊、

十一日 甲戌

御家中日記

一、津屋崎御出駕、新宮御昼休、秋山宗勝寺在表柏屋郡御泊被遊、

十二日 乙亥

御家中日記

一、宗勝寺御発駕、御帰城被遊、

十六日 己卯

御家中日記

一、去四日江戸発足之御飛脚到着、去三日夜鶴松様公方家光第五ノ御子、当正月十日御誕生御逝去被遊、依之翌四日 長之

様・官兵衛之勝様後東市正ニ御任官、御法名宗堅様御登 城被遊、

鶴松様天徳寺浄土宗江御葬送之由言上有、

十八日 辛巳

御家中日記

一、鶴松様御逝去為御悔、江戸江御使者被差上、

八月大

五日 丙戌

*御家中書上
一、山内権之丞「定固、後号助左衛門」

「江

為御加増於鞍手郡下村、同郡乙野村、同郡小伏村、同郡湯原村之内式千石之地被下之、其御折紙・御目錄被下如左、

為加増本地於鞍手郡下村・乙野村・小伏村・湯原村之内式千石之地宛行畢、目錄別紙有之、全可令知行者也、

慶安元年

八月五日 忠之 御書判

山内権ノ丞とのへ

目錄

鞍手郡

一、田畠高千百九拾七石壹斗壹升壹合

下村

同郡

一、同高貳百八石四升四合

小伏村内

同郡

一、同高四百八拾三石壹斗三升貳合貳才

乙野村内

同郡

一、同高百拾壹石七斗壹升貳合九勺八才

湯原村内

檜垣文庫蔵「忠之代編輯日記」の紹介

合高式千石
御朱印

慶安元年

八月五日 忠之御黒印

山内権ノ丞とのへ

廿二日 甲寅

*長崎記

一、長之様御使者越知新右衛門御部屋御傍陸自江戸下着、今月十二日御老中之御奉書持参之、意趣者当春長崎御番鍋
嶋信濃守殿江御渡被成御参勤可被遊候之処、二月四日之御奉書到来、御参勤御延引被成候様と被 仰出御在国被
遊候処、又五月廿一日之御奉書到来、御参勤之儀達 上聴候処、井上筑後守殿從長崎帰参已後、御参府被成候へ
と之御事二候、然共右御奉書之御文牒にてハ御発駕之時分御究難被成二付、重而御伺被遊候処、此度之御奉書二
筑後守殿長崎御立已後福岡御発駕被成候様二と申来ル、御奉書御文牒如左、

御状令拜見候、両上様弥御機嫌能被成御座候間可御心安候、将又其方参勤之儀最前如被 仰出、井上筑後守長
崎罷立候已後、其国可為発足歟と承候、依之被差越使者候、右之通可然候間、筑後守長崎立候以後其地被罷出
参上尤候、恐々謹言、

八月十二日 阿部豊後守忠秋

松平伊豆守信綱

松平筑前守殿

平井善助云、此節御奉書御両判之儀考候処、阿部対馬守様御事御同姓備中守殿於大坂御病氣故、彼地御仕置二
被差遣、但、備中守殿御知行之内三万石対馬守様御加増之旨八月三日被 仰付由、旧記有之候、依之御連判御

除被成候歟、

廿四日 丙辰

長崎記

一、岸田七右衛門江戸御使者被遣、一昨廿二日到來之御奉書之御請為持被遣、

廿八日 庚申

*御本丸

一、今日御掟被 仰出、

覚

一、御国中之ふり売之商人、他国へ參商売仕、錢銀ヲ代物ニ取候事者不苦候、米を取御国之内ニ入候事、一切停止之事、

一、他国分御国之内へ入申候米之儀、田代對馬殿御領分分博多之藏本へ參候米者不苦候、其外他国分之米御国之内へ何米ニても一切入申間敷事、

右之米留之ため御国境目諸所大組御鉄砲衆出置候間其所之庄屋ニも堅可被申渡候、已上、

子ノ八月廿八日

*継鑑

一、於江戸 官兵衛之勝様〔後東市正ニ御任官被成、御法名宗堅様〕、久野四兵衛〔二重、祿四千石、人持今称中老〕久野外記重綱ノ子、長刀ノ

達人也、今祿四千五百石、中老、久野四兵衛〔誠ノ曾祖父〕被召寄、長刀之御稽古初被成、船曳久右衛門 御請太刀勤之、

九月小 五日 丁卯

繼鑑

一、公方家光公・大納言様「家綱公」江重陽之御小袖御献上被遊、徳松様「後館林宰相綱元公、延宝八年將軍宣下、綱吉公」江銀五枚御上ケ被成、官兵衛之勝様御献上右同、

廿三日 乙酉

御家中記録

一、村山角左衛門「政明、初名七兵衛、本氏平松、肥前国龍造寺隆信ノ末葉、平松金十郎政茂ノ二男也、金十郎初肥前佐賀御城主鍋嶋加賀守直茂殿へ勤仕、長政公御所望ニ而始テ御家へ勤仕、祿五百石被下、其後段々御加増都合二千五百石、改村上角左衛門、其嫡子村山長大夫政一、家督千三百石、御馬廻頭務、故有御暇被下、其後二男角左衛門政明被召出、祿三百石被下、後漸々御加増合七百石、御横目頭務、光之公御代御加増合千石、大郡奉行勤、隠居号浄貞、角左衛門五代孫村山金十郎、繼高公御代祿五百石勤仕」江為御加増於怡土郡西堂村・山北村之内二百石之地被下之、本知合七百石也「本知五百石ノ内三百石ハ寛永十六年、二百石ハ正保四年從、忠之公被下」其御折紙・御目錄如左、

為加増於怡土郡西堂村・山北村之内式百石本知合七百石之地宛行畢、目錄別紙在之、全可令知行者也

慶安元年

九月廿三日 忠之 御書判

村山角左衛門とのへ

加増目錄

怡土郡

一、田島高百拾五石九升八合五勺

山北村ノ内

同郡

一、同高八拾四石九斗壹合五勺

西堂村ノ内

合高貳百石

慶安元年九月廿三日 御黒印

村山角左衛門とのへ

御家中書上

一、田中団右衛門「清則、本氏口分田、忠之公御代自寛永十三年始而勤仕、新知千石被下、町御奉行、其後御執権、御加増合千五百石、団右衛門五代ノ孫田

中久七清行、継高公御代禄八百石、大組」江本知并御加増替知之、御目錄被下之、団右衛門時ニ御執権也、其御目錄如左、

本知并加増替地目錄

那珂郡

一、三百貳拾壹石壹斗六升九合

東隈村

表粕屋郡

一、貳百石

江辻村内

表粕屋郡

一、五百壹石貳斗五升四合三勺

井野村

同郡

一、六拾八石八斗四升八合四勺

吉原村

同郡

一、百七拾七石五斗七升六合七勺

本合村

同郡

一、貳百三拾壹石壹斗五升壹合六勺

名子村之内

合田 畠高千五百石

御朱印

慶安元年九月廿三日 忠之御黒印

檜垣文庫蔵「忠之代編輯日記」の紹介

田中団右衛門とのへ

御家中書上

一、田中弥平「清次、後改団右衛門、本氏口分田、田中団右衛門清則子也、法名道元」・御執権田中団右衛門「清則、禄千二百石、自是後御加増、本知合千五百石」嫡子也、従部屋住御近習ニ被召仕、依之今日於表粕屋郡名子村、裏粕屋郡谷山村之内式百石之地被下之「弥平父团右衛門清則隠居、家禄千三百石此時被下、部屋住地共二千五百石被下之、為大組、光之公御代改団右衛門、御馬廻頭、寛文八年為御城代、裏判兼務、团右衛門清次四代ノ孫田中久七清行、継高公御代禄八百石、大組」其御判物被下如左、

為扶助於表粕屋郡名子村、裏粕屋郡谷山村之内式百石之地宛行畢、目錄別紙有之、全可知行者也、

慶安元年

九月廿三日 忠之御書判

田中弥平とのへ

知行目錄

裏粕屋郡

一、田島高百八拾式石五斗三升式勺

谷山村之内

表粕屋郡

一、同高拾七石四斗六升九合八勺

名子村之内

合式百石
御朱印

慶安元年九月廿三日忠之御黒印

田中弥平とのへ

御家中書上

一、櫛橋七兵衛「政次、播州志方ノ城主、櫛橋豊後守伊定様ノ御末子、照福院様御弟、櫛橋中務殿（幼名亀寿、中比瀬兵衛、後号中務、法名宗雪）ノ嫡子也、

初豊後守様ノ御嫡子左京進政伊様志方御在城有シニ信長公へ敵対アルニ依テ信長公ヨリ城ヲ被攻落、自殺シ玉ヘリ、左京進様御男女子ハ、照福院様御甥姪ナル

故、皆 孝高公ヲ頼奉リテ 御家ニ被參ケル、此時中務殿モ 御家江被參、何茂従 長政公御扶助アリ、忠之公御代ニ至、元和九年於志摩郡津和崎村之内三百

石ノ地ヲ宗雪老江被遺、寛永二年宗雪老御卒去アリ、依之、此度七兵衛ニ宗雪老ノ領知ヲ被下ナリ、從 長政公七兵衛ニ 御名乗政ノ御一字ヲ被下、政次ト号

ス、七兵衛漸々御加増都合式千三拾石被下御執權トナル、七兵衛四代ノ孫櫛橋七兵衛政任、繼高公御代祿千百石勤仕」江為御加増於裏粕屋郡庄村、

表粕屋郡猪野村、三笠郡「古昔書御等從中比書三笠、公方家綱公御代寛文八年諸国郡ノ名止古名、称新名禁シテ被令復改古名故ニ改三字復御字」上

大利村・下大利村、怡土郡王丸村、宗像郡田隈村之内、与力共二五百石之地被下之、本知合式千三拾五石也「先知

千五百三拾余石之内、三百石ハ寛永三年從 忠之公被下、三百石ハ寛永廿年御加増、四百石ハ正保二年御加増、三百石ハ同四年御加増被下之」其御折紙・

御目錄被下如左、

為加増於裏粕屋郡庄村、表粕屋郡猪野村、三笠郡上大利村・下大利村、怡土郡王丸村、宗像郡田隈村之内、与

力共二五百石、本地合式千三拾五石宛行畢、目錄・別紙有之、全可被領知者也、

慶安元年

九月廿三日忠之御書判

櫛橋七兵衛とのへ

本地并加増目錄

志摩郡

一、三百五拾石七斗五升七合

津和崎村内

三笠郡

檜垣文庫蔵「忠之代編輯日記」の紹介

一、百六拾貳石九斗五升六合

下大利村内
宗像郡

一、貳百四拾貳石三斗壹升五合

本木村内
表粕屋郡

一、四百三拾九石四斗九升九合七勺

猪野村内
怡土郡

一、拾三石七斗三升九合

山北村ノ内
同郡

一、百貳拾壹石貳斗六升壹合

三雲村内
穗波郡

一、百石

長尾村内
宗像郡

一、百五拾石

田隈村内
怡土郡

一、貳百五拾三石三斗壹升四合三勺

王丸村内
三笠郡

一、三拾七石壹斗六升六合

上大利村内
表粕屋郡

一、百六拾三石九斗九升貳合

庄村内

合田 島高式千三拾五石

御朱印

慶安元年九月廿三日忠之御黒印

櫛橋七兵衛とのへ

十月大

十二日 癸卯

*明光寺書上

一、明光寺一福曹洞宗大宝山、昔年ヨリノ寺也、中比臺塔破壊ニ及候処、寛永ノ初年宗誕ト云出家法徳有之、在江戸ノ時大涼院様御帰依御懇意被仰付、其後宗誕
当国ニ下リ明光寺ヲ再興ノ志有之ニ付、照福院様・大涼院様御合力被成、従 照福院様八木ニ一拾石、従 大涼院様同拾石御寄進有、従 忠之様銀三拾枚并材
木等御寄進被遊、是等ヲ以、寛永五年寺ヲ取立ル、大涼院様御父保科弾正忠直様・御母君兩人様ノ御遺骨御遺髮并 大涼院様御自分ノ御剃髮をも宗誕江御渡
シ被成、明光寺江可奉納由被仰付、依之、則明光寺江納メ奉リ御塔ヲ立、御位牌ヲ安置シ、是従 太守公被仰付たるにてハ無之、宗誕自分ニ寺ヲ致所也、宗誕和
尚トナル、是ヲ明光寺ノ中興トス、依之、此度御寺領御寄附被遊也、正直様御法名 建福院殿天閑透公大居士、御母君御法名 長源院殿清心授法大姉、此御両
所様月供料ニ八木三石充毎年御寄附、近年毎月米壹斗充也一江寺領五拾石御寄附被遊御判物如左記、

為寺領於那珂郡住吉村之内五拾石之地、明光寺令寄附畢、全可被為受務者也、

慶安元年

十月十二日御諱御判

当住 生雄

十三日 甲辰

檜垣文庫蔵「忠之代編輯日記」の紹介

御家中日記

一、九月廿九日 徳松様「後館林宰相綱元公、延宝八年將軍 宣下、綱吉公」

御移徙被遊之由、從江戸以御飛脚申来ル、

十六日 丁未

御家中覚書

一、徳松様御移徙之為御祝儀、江戸江御使者被遣、御樽二荷・御肴二種御献上被遊、

十八日 己酉

*御家中

一、今日御執権津田半左衛門「禄千石、御執権、御家老黒田（本氏津田）市之允ノ父也、市之允ハ別知被下、半左衛門家督ハ市之丞弟津田半右衛門へ被

下、至 光之公御代、故有御暇被下」、田中団右衛門「清則、本氏口分田、禄千五百石、御執権団右衛門清則、五代ノ孫田中久七清行、繼高公御代禄八百

石、大組勤仕」江対シ、今度江戸御參勤御留守中異国船長崎江来候節之御定書被差出之、其御文牒左如記之、

定

一、異国船長崎江来候者、則新右衛門・正兵衛并大鉄炮頭兩組可參候事、

一、長崎今人数出候様と申来候ハ、三左衛門・半左衛門・正大夫何茂侍共召連早々可參候事、

一、権兵衛并平右衛門二而も六左衛門二而も国二居候者、留守二可罷有候事、

一、林五助・根本文左衛門・杉原平助・大野九郎左衛門、此四組之鉄炮之分者頭共二いか様之儀有之候而茂、何方江

茂差出不申、留守二可召置候事、

一、傍筒四組共二四拾挺分者是又同前、留守二召置可申事、

慶安元年十月十八日御判 津田半左衛門との

田中団右衛門との

十九日 庚戌

*継鑑

一、從江戸御飛脚到着、今月六日 官兵衛之勝様〔後東市正御任官、御法名宗堅様〕、御家老菅理右衛門〔正春、禄千石、菅和泉正利〕弟、菅弥市右衛門正岡ノ子、今禄三百石、蒔田奥右衛門 祖父〔父〕於江戸乱心、自害之由言上有、

廿七日 戊午

御家中書上

一、山崎小八郎〔始名長三郎、中比号小八郎、後改彦兵衛〕江為御加増於那珂郡竹下村之内五拾石之地被下之、本知合三百石也
〔本知式百五拾石之内式百石ハ正保二年被下之、五拾石ハ今年壬子月朔日為御加増被下也〕其御折紙被下如左、

為加増於那珂郡竹下村之内五拾石、本知合三百石之地宛行畢、全可令知行者也、

慶安元年

十月廿七日 忠之御書判

山崎小八郎とのへ

廿八日 己未 雨降 至午時晴

*故日記并長崎記

一、殿様今年長崎御番鍋嶋信濃守殿〔勝茂、肥前佐賀御城主、御領知三十五万七千石、去寛永十九年ヨリ長崎御番隔年ニ 御家ト御交代ニテ、今年迄六年御勤、今同所御領知同、松平信濃守宗茂様五代ノ御先祖〕江御渡シ被成、以後御參勤可被遊之旨、当正月江戸御老中江以御使者御窺被遊候処、二月四日御老中之御奉書到来、御參勤御延引被遊候様ニと被 仰出、御在国被遊候処、再五月廿一日之御奉書到来、井上筑後守殿〔政重、禄一万石、大御目付、今御領知壹万貳千石、御在所上総長南、井上筑後守政郷殿御祖父○筑後守殿・馬場三郎左衛門殿御同道ニテ当三月廿二日長崎御下着、此時迄御滞留〕從長崎御帰府已後、御參勤可被成旨御伝達有之処、一昨廿六日筑後守殿長崎御発馬被趣帰府之旨、從長崎飛脚今曉到着、依之、今日未上刻、為御參勤福岡御発駕被遊、御家老

檜垣文庫藏「忠之代編輯日記」の紹介

大音六左衛門「重成、祿七千石、後千石御加増合八千石、今御家老大音六左衛門厚増ノ曾祖父・田中五郎兵衛「榮清、祿六千五百石、御家老、忠之公御逝去ノ時殉死、今祿式百石、田中源五右衛門寛重ノ祖父」・津田（ツヅ）一之丞「祿七千石、御家老、後減知二千石、中老、光之公御代有故御暇被下之」、以下、諸士百余人御供ス、今夜青柳駅「表粕屋郡（二）在」御止宿被遊、黒田三左衛門（二）任、御家老、祿壹万五千石、後千石御加増、合壹万六千石余・小河平右衛門「常章、御家老、祿二万二千三百石、後千石御加増合壹万三千三百石」、黒田半左衛門「利隆、祿二万石」、櫛橋七兵衛「政次、御執權、祿二千三十五」・田中団右衛門「清則、御城代、祿千五百石」等御留守（二）在、

*故日記

一、今日長崎江御飛脚四人被遣、御奉行馬場三郎左衛門殿江御書并鷹之足韋三枚「但、紫韋」被遣、三郎左衛門殿御家来 儀大夫・各務茂左衛門江練樽壹ツ宛被遣之、

廿九日 庚申 晴

故日記

一、辰刻従青柳、宿次之奉書到来、御用之次第如左、

御頭巾四（茶羽（二）重、黒羽（二）重） 同式（緞子随分やわらか成にて拵可申候）

綿子三

右之通調指上可申旨、御意之由申来ル、則高屋久右衛門へ申渡ス、

同

一、大村丹後守殿（喜前、肥前大村御居城、御領知二万七千石余、今同所同領、大村河内守純富殿七代ノ御祖）之御使者小篠四兵衛参ル、御書・御進物有、御使者福岡江留置、御書并御音物底井野江差上之、

晦日 辛酉 寒風小雪

故日記

一、従青柳駅、底井野（遠賀郡（二）在）江御座ヲ被移、

十一月小

朔日 壬戌 晴寒及夜雨降

*故日記

一、繻子丸頭巾三一先月廿九日從青柳被仰付、御注文ト相違、本紙ノ如ク記之宿次ニテ底井野江為持指上、為宰領御足輕壹人遣之、

*同

一、大村丹後守一喜前、肥前大村御居城、御領知二万七千石余、今同所同高、大村河内守純富殿七代ノ御祖一今一昨日被指越候御使者小篠四兵

衛二呉服二被下之、

二日 癸亥 晴

三日 甲子 晴

故日記

一、相良壹岐守殿一頼寛、御領知二万二千石余、御居城肥後人吉、今相良遠江守長有殿五代ノ御祖一江玉虫十郎兵衛一御足輕頭、祿六百石、後故有御

暇被下一御使者被遣候処、今日罷歸壹岐守殿御返書宿次ニテ底井野江指上之、

同

一、十郎兵衛二壹岐守殿一紗綾二卷被下、此段茂言上之、

同

一、底井野御逗留中御家中一御機嫌伺二飛脚上ケ申間敷由、御意之旨申來ルニ付、則右之趣御家中へ相触、其段櫛

橋七兵衛一政次、御執権一江对シ申上之、

四日 乙丑 晴

五日 丙寅 晴

一、從若松御乗船、則御出船被遊、

八日 己巳 晴

九日 庚午 晴

十日 辛未 曇自巳刻晴

故日記

一、三左衛門・平左衛門出 館

一、櫛橋七兵衛出 館

一、津田半左衛門・田中団右衛門出 館

御家中覚書

一、殿様大坂江御着岸被遊、

故日記

一、豊後御目付衆へ為御見廻御使者吉田金の助被遣、御進物左記之、

鮎白干壹箱

森勘右衛門殿

同

石川弥左衛門殿

同

一、唐津御目付衆へ為御見廻梶原八助 御使者被遣、御進物如左、

津田平左衛門殿

斎藤左源太殿

中川内膳殿

鮎白干一箱充

水谷伊勢守殿

同

一、長崎御奉行馬場三郎左衛門殿江為御見廻御使者長谷川角左衛門、長崎へ被遣、御進物 如左

鮎白干 一箱

三郎左衛門殿

十一日 壬申 晴

故日記

一、殿様大坂御発駕、山州伏見御着、御止宿被遊、

十二日 癸酉 晴

十三日 甲戌 曇

*故日記

一、為御使者国友仁右衛門「重吉、後惣左衛門ニ改、祿千七百石、大組頭也、国友惣左衛門重成ノ子、今祿百五十石、国友仁右衛門尚賢五代ノ祖」江戸江被差遣、

*同

一、於底井野それ申候御鷹集於豊前小倉「小笠原右近大夫忠貞真孫御居城、右近大夫様後右近將監ニ御改官、光之孫御舅也」すへ上ケ申由ニ而御鷹匠ニ居させ同所家老中分添状ニ而到着仕ル、則江戸へ言上之、

*同

一、京都大坂御藏本奉行へ櫛橋七兵衛「政次、祿二千三十石、御執權、櫛橋中務様ノ御子、今祿千石、櫛橋七兵衛政任曾祖父」・津田半左衛門「祿千石、御執權、半左衛門嫡子津田市之允、部屋住ヨリ別祿被下、御家老トナル、依之、半左衛門家督千石ハ二男津田半右衛門へ被下、大組トナル、後御暇被下」・田中団右衛門「清則、祿千五百石、御執權、田中筑後守殿御家臣田中左馬之丞ノ子也、今祿八百石、田中久七、同三百石・田中桑右衛門同式百石・田中次兵衛、四代ノ祖」分書状遣ス、来春御銀子御用ニ候間、指下シ可申候、年内ニ而も御米うれ申候ハ、

*同

少宛成共差下シ申候様ニ申遣ス、

*故日記

一、有馬左衛門佐殿「康純、日向延岡（初号縣）御城主、御領知五万石、今越前丸岡御城主、御領知高同、有馬左衛門佐純殿御祖父」分御使者来リ御書參ル、則江戸へ被指上、

十四日 乙亥 晴烈風

故日記

一、伊東大和守殿「祐久、日向飯肥御城主、御領知五万石、今同所御領知五万石、伊東修理亮祐水殿御曾祖父」分御使者甲斐長左衛門參、御進物如左、

檜垣文庫藏「忠之代編輯日記」の紹介

しつきノなし物 一壺 海鼠 一箱

十五日 丙子 晴

*故日記

一、梶原八助唐津御使者相勤罷帰「去十日被遣也、」

*同

一、昨日、伊東大和守殿ハ「祐久、日向飢肥御城主、御領知五万石、今同所御領知五万石、伊東修理亮祐永殿四代ノ御祖」参候御進物之内、海

鼠ハ御当地江留置、しつきノなし物ハ国友仁右衛門「重吉、後惣左衛門ニ改、禄千七百石、大組頭也、国友惣左衛門重成ノ子、今禄百五拾

石、国友仁右衛門尚賢五代ノ祖」江戸江持参申候様ニと為持追掛被遣、田中五郎兵衛「榮清、後御氏御免、号黒田五郎兵衛、禄六千五百

石、御家老、忠之様御逝去ノ時殉死、今禄二百石田中原五右衛門 四代祖」・津田市之允「後御氏御免、号黒田市之允、禄七千石、御家老、後減地二千

石、中老、光之様御代故有御暇下サル」方江黒田三左衛門「一任、御家老」・小河平右衛門「常章、御家老」ハ書状被指遣、仁右衛門

江茂右之御進物江戸へ持参候様ニと兩人ハ書状被指越、

十八日 己卯 晴

故日記

一、大坂ハ御小早船帰着、今日十日、

殿様大坂御着岸被遊、翌十一日伏見江被成御座候旨、御到来有之、

廿日 辛巳

*故日記

一、江戸江御飛脚参ル、黒田三左衛門「二任、御家老」・小河平右衛門「常章并御家老」・櫛橋七兵衛「政次、御執権」ハ田中五郎

兵衛「榮清、後御氏御免」・津田市之丞「後御氏御免」江書状志通指越、

*同

一、斎藤甚右衛門「俊定」方江櫛橋七兵衛「政次、御執権」・田中团右衛門「清則、同上」・津田半左衛門「御執権」ハ書状并長崎

今參候福州船荷物之書付も差越之、

*同

一、松平伊賀守様「御名乘忠昭、今信州上田御城主、御領知五万八千石、松平伊賀守忠殿様御曾祖父」江被遣練酒、大坂永田屋久右衛門調上候ヲ被遣候由、江戸今被 仰下候二付、則練酒斗入壺樽、此度久右衛門方江遣之由、斎藤甚右衛門方江申參ル并大坂御藏本奉行江茂練酒斗入壺つ、久右衛門方江遣候間、相達可有由、七兵衛・団右衛門・半左衛門今以連状申遣之、

廿一日 壬午 曇從午中刻雨降

故日記

一、久野四兵衛・坪田正右衛門・安田勘右衛門・伊藤八大夫、江戸今下着、

廿二日 癸未 晴

故日記

一、去ル十日豊後御目付衆江御使者被遣候吉田金之助、御使相仕廻、今日帰着、

廿三日 甲申

*継鑑

一、江戸御着座被遊、

*同

一、官兵衛様「後東市正三御任官被成、御法名宗堅様」御家中知行取・無足之士、員数何程有之候哉、御不足於有之者、可被為進候間、書付指上可申旨、田中五郎兵衛「榮清、祿六千五百石、御家老、御氏御免、号黒田五郎兵衛、忠之様御逝去ノ時殉死、今祿二百石田中源五右衛門寛重四代ノ祖」奉二而、官兵衛様御家老横地助之允「祿千石、今祿百石、横地伊右衛門、祿二百五十石、御足輕頭、横地左大夫先祖」・大塚助右衛門 江被 仰付、則書付差上之、

故日記

一、為 上使阿部豊後守様「忠秋様、御老中、今阿部豊後守正喬様四代ノ御祖」御出、御參勤御大儀被 思召、上之間 上意之趣被

仰伝、

廿六日 丁亥 晴

故日記

一、御算用所寄合有、

廿七日 戊子 霰

故日記

一、今日御登 城、公方家光公江御拜謁、御参府之御礼被仰上、御献上如例、御礼畢而後、再 御前江被召、去年

南蛮船長崎来津之節、早速長崎江罷越、諸事精ヲ入相勤候事御感被 思召上之由、上意有之、

廿八日 己丑 雪

故日記

一、殿様 日光江御社参被成度旨御願被遊候処、阿部豊後守様「忠秋、御老中、今阿部豊後守正喬様四代ノ御祖」被達 上聞候処

御心次第二被成候へと 上意之旨、安藤右京進殿「重長、寺社御奉行、今御老中安藤对馬守重行様御曾祖父」・井上筑後守殿「政重、

大御目付、禄一万石、今御在所上総長南一万二千石、井上筑後守正鄰殿御祖父」今被仰越、

十二月大

朔日 辛卯 晴

御家中書上

一、於江戸立花平左衛門「重種、光之様御部屋附、後御氏御免、号黒田平左衛門、光之様御代御家老、漸々御加増、合一万五百石、今禄四千石、中老、立

花平左衛門増敬ノ曾祖父」江為御加増千七百石被下之、本知合三千二百五拾石余也、御折紙御目錄如左、

為加増千貳百石、為替地五百石、於早良郡充行畢、本地合三千貳百五拾石、村付別紙有之、全可令領知者也、

慶安元年

十二月朔日 御諱御判

立花平左衛門とのへ

加増并替地目録

早良郡

一、田畠高六百七拾七石八斗四升九合五勺 脇山村内

同郡

一、同高六百六石九斗九勺 松原村内

同郡

一、同高四百拾五石貳斗四升九合六勺 田嶋村内

合高千七百石 但、内五百石ハ替地

慶安元年十二月朔日 御墨印

立花平左衛門とのへ

繼鑑

一、官兵衛之勝様頭分之面々御加増被下如左、

高貳百石 月成茂左衛門

同 百石 大塚助右衛門

以上

同
一、官兵衛様江御付被成面々如左、

知行高百五拾石 稲葉甚助

同 百五拾石 林左平次

同 百五拾石 竹森又太郎

同 百五拾石 吉田金之助

同 百五拾石 竹森作十郎

同 百五拾石 頭山次郎右衛門

同 百石 三宅弥七郎

同 貳百石 木村伊兵衛

以上八人知行高都合千貳百石

*故日記并流船記

一、遠賀郡波津浦ニ朝鮮漁船一艘風ニ被放、漂寄ス、人数六人乗組之由、彼地今注進有、早速、御足輕頭下村次郎右

衛門 組共波津浦江被指遣、朝鮮人福岡会所へ引連參候様被仰付、今日酉刻次郎右衛門朝鮮人六人召連会所參

着仕ニ付、則御僉儀有之処、別条無之ニ付、則長崎御奉行馬場三郎左衛門殿江黒田三左衛門ニ任、御家老・小河平

右衛門「當章、御家老」今連名之書状を以、右之趣被申達御飛脚今夜出足、

*同
一、右漂着船之儀、以御飛脚江戸へ言上有、御飛脚今夜亥刻出足、

二日 壬辰 晴

流船記并故日記

一、今日茂朝鮮漁船二艘宗像郡沖嶋ニ漂寄入、一艘ハ六人乗、一艘ハ七人乗也、是又福岡へ被召寄、様子御詮議有之候処、風ニ被放、漂着之由申之、別条無之付、長崎へ御飛脚被遣、馬場三郎左衛門殿江黒田三左衛門二任、御家老・小河平右衛門「常章、御家老」之連状、右之趣申達之、且江戸江以御飛脚言上之、

繼鑑

一、於江戸加藤吉助「黒田三左衛門一任嫡子、後号黒田三左衛門一貫、此時為証人在江戸」御名字被遣、依之、号黒田吉助、從吉助為御礼、鯉一折二、差上之、

三日 癸巳 曇

*故日記

一、去朔日・二日、波津浦・沖嶋江漂着之朝鮮人、都合十九人御足輕頭桐山市郎兵衛・母里九郎兵衛「正方、後七

右衛門、祿二百石、御足輕頭勤、本氏佐々木、母里四郎左衛門義時入道古庵ノ子、母里七右衛門堅連ノ子也、祖父四郎左衛門始而、孝高公江勤仕、九郎兵衛四代ノ孫、今母里六之進、祿二百石、繼高公御代勤仕・栗生七右衛門組共二相添、黒田三左衛門二任、御家老・小河平右衛門「常章、御家老」之連状ヲ以長崎御奉行所馬場三郎左衛門殿江自陸地送遣之并朝鮮人乗船并諸道具相改「注文添之、御船頭石井孫兵衛・片山七郎右衛門ヲ頭漕船ニ乗セ、是又三左衛門・平右衛門之連状ヲ以、三郎左衛門殿江自海上送遣之、

六日 丙申 曇

故日記

一、御算用所寄合有、

八日 戊戌 晴

公方様御誕生記

一、於江戸 殿様 日光為御社參、今日桜田御屋敷御発駕被遊、

檜垣文庫藏「忠之代編輯日記」の紹介

九日 己亥 雨

*継鑑

一、官兵衛之勝様〔後東市正ニ御任官、御法名宗堅様〕向後御乗物ニ召候事御無用之由、立花平左衛門〔重種、御氏御免、黒田平左衛門、光之様御代御家老、祿壹万五百石、今祿四千石、中老、立花平左衛門増敬四代ノ祖〕・岸本作大夫〔久武、御氏御免、名ヲ改、号黒田又左衛門、光之様御代御家老、祿六千石、後故有御暇被下之〕奉ニ而官兵衛様御家老横地助之丞〔祿千石、初加藤肥後守忠広殿家臣ナリ、始テ御家江勤仕、今祿百石、横地伊右衛門 曾祖父、同二百五十石横地左大夫 祖父〕・大塚助右衛門 江被仰渡、

十一日 辛丑 晴

*公方様御誕生記

一、日光御着、則御装束ニ而御社參被遊、

*同

一、同時御進献如左

御神前

御太刀 一腰

御馬代銀 三十枚

御折紙調様

拝進

御太刀 一腰

御馬 代銀三十枚 一疋

以上 筑前侍従 忠之

一、御供錢銀式拾枚

- 一、御神楽錢同壹枚
- 一、御神馬錢同壹枚

以上

日光御門跡其外社僧衆江被遣分如左

- 一、銀貳拾枚 日光御門跡
- 一、同貳拾枚 毘沙門堂門跡
- 一、同拾枚 天海大師
- 一、同五枚 最教院
- 一、同五枚 双巖院
- 一、同三枚 社家衆六人
- 一、同壹枚 当番出家衆六人
- 一、同貳枚 御案内出家衆
- 一、金貳歩 御掃除奉行式人
- 一、御小袖三 龍光院・毘沙門堂御門跡御留守
- 一、同 御供所 大楽院
- 一、御太刀 小馬代
- 一、御小袖三

以上

山口図書殿

*公方様御誕生記

一、右御神前へ上り申候三拾枚之銀子并両御門跡・最教院・双巖院・天海大師江之御遺物ハ、讃岐守様御差図にて右

之通二御上ケ被成候、其外御供錢、神楽錢、神馬錢、出家衆・社家衆へ被遣候分ハ、聞番伊藤勘兵衛、日光へ御先へ被遣、尤聞合セを上ケ申分也、

*同

一、御供錢銀廿枚之儀御大名衆分御上ケ被成候衆無御座候、井伊掃部殿斗御上ケ被成候由、伊藤勘兵衛申上候処、右之御供錢御上ケ可被成由にて上り申候也、

十二日 壬寅 曇

*故日記

一、殿様御道中遠州荒江分爲御使者被指下候湯原権之助〔禄三百石、馬医、始テ 御家へ勤仕、今禄三百石、御馬廻湯原次郎兵衛〕下着、今度御道中於參州赤坂御鷹之鶴国次ニ而御拝領、御頂戴被遊候旨御到来有之、則、右之趣御家中申触之、諸士爲御悦出 館、

*同

一、去三日長崎へ朝鮮人送參候御足輕頭・御船頭等帰着、馬場三郎左衛門殿分黒田三左衛門〔二任、御家老〕・小河平右衛門〔常章、御家老〕江御返書来ル、

十三日 癸卯

公方様御誕生記

一、殿様從 日光江戸へ御帰府被遊、

故日記

一、先月廿八日江戸被指立候御飛脚到着、廿五日阿部豊後守様〔忠秋、御老中、今阿部豊後守正喬様四代ノ御祖〕爲 上使御出、廿七日御登 城被遊、御參府之御礼御首尾能被 仰上候処、去年黒船長崎来津之節、御苦勞被遊候との 上意有之、未々迄奉恐悦由御到来有之、則右之趣御家中相触諸士爲御悦各出館、

十四日 甲辰 曇

*故日記

一、御飛脚「御足輕兩人」江戸江被指越、黒田三左衛門二任、御家老・小河平右衛門「常章、御家老」今田中五郎兵衛「栄清、初御出頭、後御家老、祿六千五百石、御氏御免、号黒田五郎兵衛、忠之様御逝去ノ時殉死、今祿二百石、田中源五右衛門寛重四代ノ祖」・津田市之丞「津田半左衛門嫡子ナリ、初御出頭、後御家老、別ニ祿七千石、御氏御免、号黒田市之允、後減地二千石、中老、光之様御代御暇被下」江対シ書状を以御鷹之鶴御拝領被遊御悅申上、櫛橋七兵衛「政次、祿二千三十石、御執權、櫛橋中務様、(照福院様御弟)ノ御嫡子ナリ、今祿千石、櫛橋七兵衛政任四代ノ祖」・田中団右衛門「清則、本氏口分田、祿千五百石、御執權、今祿八百石、大組田中久七 五代ノ祖」・津田半左衛門「祿千石、御執權津田市之丞父也、半左衛門家督ハ二男津田半右衛門相続、兄市之丞一同ニ御暇被下」同之、

*同

一、黒田三左衛門二任、御家老・小河平右衛門「常章、御家老」今豊前小倉御城主小笠原右近大夫様「忠真、後將監ニ御改官、御領知十五万石、光之様御前様御父ナリ、今同所同高、小笠原遠江守忠遠様御祖父」家老小笠原空助・宮本伊織・伊藤作右衛門迄書状遣、先月廿三日 殿様江戸御着府、同廿五日為 上使阿部豊後守様「忠秋、御老中、今阿部豊後守正齋様四代ノ御祖」御出、廿七日御登城御参府之御礼被 仰上并今度御道中ニて御鷹之鶴御拝領於三州赤坂御頂戴被成候旨申遣、宿次ニて遣之、

十五日 乙巳 晴

*継鑑

一、於江戸官兵衛様「後東市正二御任官被成、御法名宗堅様」向後熊之御鎗御持セ被成候事御無用ニ被成、御直鎗御持セ可被成旨、斎藤甚右衛門「俊定、祿二千石、今祿二千五百石、中老斎藤甚右衛門 五代ノ祖」奉二テ、官兵衛様御家老横地助之丞「 祿千石、今祿百石、御馬廻横地伊右衛門、祿二百五十石、御足輕頭横地左大夫 ノ祖」・大塚助右衛門 江被仰渡之、

十六日 丙午 晴

*故日記

一、唐津御目付衆江以御飛札練酒二種・串鮑一箱宛被遣如左、

檜垣文庫蔵「忠之代編輯日記」の紹介

伊賀染内膳殿 真田長兵衛殿 水谷伊勢守殿

中川内膳殿 津田平左衛門殿 斎藤左源太殿

*同
一、長崎御奉行馬場三郎左衛門殿江為御見廻御飛札ヲ以練酒式樽・塩鱈五被遣之、

*同
一、御算用所寄合有、

*同
一、松平市正様「御名乗直之、御法名宗閑、御居城豊後木付、御領知三万三千石、市正様御父松平丹後守重直様ハ実ハ小笠原右近大夫忠貞様御舍弟也、依之、

市正様ハ 光之様御前様御従弟也、且又市正様御曾孫松平市正親純様、今木付御在城」之為御留守御見廻小河平右衛門「常章、御家老職」江対

シ御飛札来ル、平右衛門則市正様家老中江対シ御返答仕、

廿日 庚戌 晴

故日記

一、安田勘右衛門 兼而依願、美作国より老母妻子引越参着仕、

廿一日 辛亥 晴

*故日記

一、御国廻船、松平大膳大夫殿「綱広、本氏毛利、長州萩御居城、御領知三十六万石余、今同所同高、松平大膳大夫宗広様五代ノ御祖」御領分於周

防松下ノ冲破損仕候処、所之浦人船を出シ助之、彼地之奉行井上市之允・鈴木彦兵衛と申者罷出、支配仕候由ニ

付、黒田三左衛門「一任、御家老」・小河平右衛門「常章、御家老」・小河権兵衛「直重、御家老」・郡正大夫「慶成、御家老列」之大

膳大夫殿家老熊谷将監ニ対シ礼状遣之、

廿二日 壬子 曇

*故日記

一、今朝後藤平助 江戸今下着

*江戸御往來海陸日記

一、今日於江戸阿部豊後守様〆「忠秋、御老中、今阿部豊後守正喬様四代ノ御祖」

長之様江御切紙来リ、御用有之候間御 登城被成候様ニと被仰越、追付御登 城被遊候処、御在国之御暇被 仰 出、御拝領物如左、

公方様ヨリ

呉服 二十

御馬 一疋

大納言様ヨリ

呉服 十

*江戸御往來海陸日記

一、御在国之御暇御拝領被成候処、御称号并御一字可被進候間、年内江戸御滞留被成候様ニと御傍御用人中根壹岐 守殿「正盛、御傍御用人、御領知四千石」ヲ以、御内意有之付、則御滞留被遊、

廿三日 癸丑 曇

故日記

一、三左衛門・平左衛門出 館

故日記
一、江戸江御飛脚「御小人兩人」被遣之、

同
一、櫛橋七兵衛出 館

同
一、田中団右衛門・津田半左衛門出 館

廿五日 乙卯

大坂御藏本御壁書

一、觀世新九郎・同惣兵衛・大藏源右衛門・北七大夫江拜領被 仰付銀米之儀、齋藤甚右衛門「俊定、祿二千石、御執權、齋

藤甚右衛門定時入道性安嫡子、今祿二千五百石、中老、齋藤甚右衛門

五代「祖」今大坂御藏本奉行小堀金大夫「正治、小堀遠江守政」殿（御法

名宗甫）御弟、小堀久左衛門貞治子也、金大夫始而忠之公江勤仕、祿四百石、肥前嶋原陣已後五十石御加増、御足輕頭トナル、光之公御代百石御加増、合五百五

十石御代官頭トナル、金大夫四代ノ孫小堀四郎三郎脩治、祿四百石、御足輕頭、今在勤、佐谷五郎大夫「俊清、佐谷藏人俊種子ノ佐谷五郎大夫俊直ノ子

也、藏人於豊前始テ御家ニ勤仕、於当国祿四百石、五郎大夫俊直家督相続、後御加増合六百石、御代官頭トナル、法名隆斎、五郎大夫俊清家祿相続、御足輕頭、

大坂御藏本勤、後御代官頭トナル、其後福岡御城ニノ御丸御預ケ是ニ住居ス、法名由心、五郎大夫四代ノ孫、佐谷五大夫俊実、祿三百石、御足輕頭、今在勤」江

目錄遣之、左如記之、

覚

一、銀子貳貫目

觀世新九郎

但、親宗治江被遣候八木三拾石之分、来暮より引可被申事、

一、同貳貫目

觀世惣兵衛

一、同壹貫目

大倉源右衛門

右之分、慶安二年之暮より毎年可被遣旨被仰出候間、手形取置可被相渡候、当暮ハ不被遣筈ニテ候、

一、米五拾石 町升

北七大夫

是ハ七大夫上方ニ罷居候年ハ被遣筈ニテ候間、可被相渡候事、

一、拾人扶持 但、五合扶持 觀世惣兵衛

是ハ慶安二年之正月朔日より毎月可被相渡候事、

右之通ニ可被相渡候、

一、今春、惣右衛門ニ今より後ハ御合力銀不被遣答ニて候間、被相渡間敷候事、

以上、

慶安元年

斎藤甚右衛門

極月廿五日

小堀金大夫殿

佐谷五郎大夫殿

廿六日 丙辰

*御本丸

一、於江戸、長崎唐船・阿蘭陀商売之御儀定被 仰出、其御書付如左、

覚

長崎にて唐船・阿蘭陀商売之儀、先規之通糸割府マツニ仕、其外諸色者相对ニ商売ニ可申付之、且亦御禁制之品々、

向後堅買取不申様ニ可申付之、きりしたん宗門之儀弥以可入念之由被 仰出之者也、

子 十二月廿六日

廿七日 丁巳 晴 從丑刻雨降

故日記

一、夜ニ入江戸兮御飛脚到着

長之様御在国之御暇可被 仰出旨、御内意有之由御到来有之、

廿八日 戊午 雨

御位階記

一、家光公依上意 長之様御登 城被遊候処、於 御前松平之御称号・御諱光ノ御一字御拝領、且亦行光御腰物代

金三十五枚」御拝領被遊、則、光之二御改被遊、

此時迄御大名衆御拝領之御腰物御折紙ハ不被相添、御献上之道具ハ折紙相添申候、又鍋嶋・蜂須賀御両家などハ松平之御称号・御諱字御拝受之御願有之、長之様江ハ御願不成候処御傍御用人中根壺岐守殿を以御内意有之被 仰出候、

付紙 正利子息、(七巻九)岐守正盛、明暦元年八月三日隱居、寛文五年十二月二日卒去、年七十八

其上右御両家などハ御腰物式十五枚之御折紙之由之処、長之様江ハ三十五枚之御腰物御拝領被成例外之由、且又、長之様今月廿二日御在国之御暇御拝領被成候得共、右之御内意ニ付御発駕不被遊、年頭程近候間、年頭之御礼相済候以後、御発駕可然由、是又壺岐守殿を以御内意有之二付、於江戸御越年被遊、

御位階記

一、從 御而殿様右為御礼御献上之次第左記之、

從 殿様御献上之分

公方様 家光公江

御太刀 常之御太刀

御馬代 判金十枚

羅紗 十間

大納言様 家綱公江

御太刀 常之御太刀

御馬代 黄金十兩

猩々緋 十間

大納言様家綱公

御袋様江

綿百把

以上、

従 光之様御献上之分

公方様江

御太刀 来国俊

御馬代 銀三百枚

御小袖 十重

大納言様江

御太刀 常之御太刀

御馬代 銀式百枚

御小袖 五重

大納言家綱公

御袋様江

銀式拾枚

以上、

同
一、従 殿様御老中并御役人中江被進分

一、二種一荷

御老中

酒井讃岐守様 忠勝

一、右同

同

堀田加賀守様

正盛

御受不被成

一、二種一荷

御老中

松平伊豆守様

信綱

一、右同

同

阿部豊後守様

忠秋

一、右同

同

阿部対馬守様

重次

一、右同

酒井河内守様

一、右同

御側御用人

中根壱岐守殿

正盛

一、右同

若年寄

朽木民部少輔殿 植綱

一、右同

同

松平和泉守殿 乗寿

一、右同

寺社奉行

安藤右京進殿 重長

一、右同

大御目付

井上筑後守殿 政重

一、右同

同

宮城越前守殿

以上、

同

一、從 光之様御老中并御役人衆・御城女中衆江被遣分

一、御太刀・大馬代
猩々緋五間

酒井讃岐守様 忠勝

御受不被成

一、御太刀・大馬代

小袖十ヲ

堀田加賀守様 正盛

御受不被成

一、右同

松平伊豆守様 信綱

一、右同

阿部豊後守様 忠秋

一、御太刀・大馬代
小袖十ツ

阿部対馬守様 重次

一、右同

酒井河内守様

一、右同

松平和泉守殿 乗寿

御受不被成

一、御太刀・大馬代
小袖五ツ

酒井修理大夫様 忠直

同

一、右同

堀田上野介殿 正信

一、右同

松平甲斐守殿

一、右同

朽木民部少輔殿 植綱

一、右同

中根壱岐守殿 正盛

一、御太刀・小馬代
小袖五ツ

安藤右京進殿 重長

一、右同

松平出雲守殿 勝隆

一、右同

水野備後守殿

一、右同

井上筑後守殿 政重

一、右同

宮城越前守殿

一、右同

兼松弥五左衛門殿

一、右同

酒井紀伊守殿

檜垣文庫蔵「忠之代編輯日記」の紹介

一、右同 同

一、右同 杉浦内蔵允殿
神尾備前守殿

一、右同 朝倉石見守殿

一、御太刀・小馬代
小袖五ツ 久世大和守殿 広之

一、右同 牧野佐渡守殿 親成

一、右同 内田信濃守殿 正信

一、右同 斎藤撰津守殿

一、右同 小出越中守殿

一、右同 岡田淡路守殿

一、右同 山崎権八郎殿 正信

一、御太刀・小馬代
小袖三ツ 石河三右衛門殿

一、右同 村越七郎左衛門殿

一、右同 蜷川喜左衛門殿

一、右同 花房勘右衛門殿

一、右同 新見七右衛門殿

一、右同 喜多見久大夫殿

一、右同 矢部藤九郎殿

大納言様附

酒井日向守様 忠能

此兩人江八待

一、御太刀・小馬代
御小袖三ツ

一、右同

一、右同

一、右同

一、右同

一、右同

一、右同

一、右同

御城女中衆

増山彈正忠殿 正利

内藤式部少輔殿 正次

本多播磨守殿

大久保豊前守殿 忠貞

大久保丹波守殿

松平内蔵助殿

安藤与一郎殿

佐久間久七殿

内藤半六殿

銀拾枚宛

お寿林

おこわ

おひこ

用心本職ノママ

近江との

御乳人

御さし

いの井

同五枚

銀三枚

かちか
おなか
みささ

右従 光之様被遣之、

*故日記

一、御家老中中豊前小倉小笠原右近大夫忠真様御領知十五万石 光之様御前様御父ナリ、今同所御領知同、小笠原遠江守忠遠様御祖父家老

中江宿次二而連名之書状被指越、長之様御在国之御暇可被 仰出旨、御内意有之由、夜前自江戸御飛脚到着之

由申参ル、

*同

一、酉ノ下着江戸御飛脚参着

廿九日 己未

故日記

一、江戸江御飛脚御足輕被差立、

継鑑

一、於江戸従 殿様 官兵衛之勝様後東市正ニ御任官、御法名宗堅様江七ノ戸と申御馬被為進、